

# 令和5年玉村町議会第1回定例会会議録第3号

---

令和5年3月9日（木曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和5年3月9日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

## ○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番松本幸喜です。よろしく申し上げます。質問に先立ちまして、大変退職される方が多いということで一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

私のつたない質問に対しましても、皆さん、本当に真摯に対応していただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。皆さんは地区に帰られますと一番若い世代になります。大変貴重な若い世代になりますので、ぜひ退職後も経験を生かしていただいて、地域を盛り上げていただけたらと切に願っております。よろしく申し上げます。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。まず最初に、公共交通機関の見直しと今後の方針について伺いたいと思っております。令和4年6月定例会の一般質問において、令和4年度中に移動に関する基本方針を決定し、基本方針を基に、たまりんをはじめとする交通機関等の見直しに関する計画策定に着手したいとの町長答弁がありました。そこで、以下の4点について伺います。

1、見直しのための基本方針はどのようなものか。

2、見直しの対象となるものは、たまりん以外にどのようなものがあるのか。

3、茨城県茨城町では、デマンド型乗合タクシーの導入に当たり、副町長を中心として外部組織を含めた検討会議を開き、意見の取りまとめを行ったとのことであるが、当町も副町長を中心とした検討会議を立ち上げる考えはあるか。

4、今後どのような手順で見直し作業を進めていくのか。特に、住民の意見を直接聞く場の設定等は考えているのか。

次に、空家等対策の成果と今後の対応について伺います。玉村町空家等対策計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間であり、令和5年度が見直しの年度になります。そこで、これまでの成果と今後の対応について伺います。

1、空家等対策を推進するための基本目標として、数値目標が挙げられているが、この目標は達成

されたのか。

2、具体的な空き家等に対する施策として、特定空家等と判断する際の町の基準、調査の方法の明確化、特定空家等に対する着実な措置を挙げているが、この5年間でどのような基準がつけられ、何件の措置がされたのか。

3、高齢化の進展に伴い、今後急激な空き家の増加が見込まれるが、今後の対応についてどのように考えているのか。

以上のことについて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、最初に松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、公共交通機関の見直しと今後の方針についてお答えします。まず1点目の移動に関する基本方針でございますが、町民の移動に関するニーズは多岐にわたることから、町の現状と課題を整理し、第6次玉村町総合計画での目指す将来像である「暮らすなら、ここがいい。」を実現するため、以下の2つを基本方針として今後検討を進めたいと考えております。

1つ目が、交通広場を活用した鉄道駅へのアクセスを強化し、通学や通勤で利用しやすい公共交通を確立すること。2つ目が、高齢者、障害者、子供や妊産婦などが安心して外出できる、効率的で持続可能な移動手段を確保することです。従来、全ての町民を対象として広く公共交通を展開することを基本的な考えとしていましたが、自動車を利用できる環境にある住民は、当面公共交通を利用することは考えられないため、自動車に乗れない小中高生と高齢者や障害者等の、いわゆる交通弱者を対象とした移動手段の確保を基本方針といたします。なお、今後のゼロカーボン社会に向けた自動車に頼らない移動については、引き続き研究してまいります。

以上の2つの基本方針を具現化するべく、今後、関係機関と連携しながら研究、協議を進めてまいります。

次に、2点目の見直しの対象となるのは、たまりん以外にどのようなものがあるかについてですが、基本方針を踏まえた見直しの対象となるものは、たまりんだけではなく、既存の公共交通である路線バスやタクシーを含めた、あらゆる交通モードを想定し、路線バスの利便性向上やタクシーを活用した新たな輸送手段などについて調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の副町長を中心とした外部組織を含めた会議の開催についてお答えいたします。基本方針を具現化するためには、高齢者のみならず様々な世代のニーズを反映させる必要が生じます。そのためには、高齢者、学生、子育て世代等の住民から成る検討会議での議論も大変有効だと思います。また、先進地での成功事例に倣い、専門的な知識と経験の蓄積がある業者からの意見を取り入れる方法も選択肢の1つとして考えます。

議員のおっしゃる、副町長を中心とした会議の開催についても、検討段階のいずれかのタイミングで行うことになると考えています。

なお、最終的に公共交通の見直しを実施するためには、副町長を会長とした玉村町地域公共交通会議を開催し、承認を得る必要があります。参考までに、地域公共交通会議の構成メンバーは、交通事業者や道路管理者、警察、学識経験者、区長の代表などが委員となっております。

いずれにいたしましても、今後行う移動に関する変更は、現行の公共交通とは大きく変化することになると考えておりますので、既存の公共交通の概念にとらわれずに検討を進めてまいります。

次に、今後の見直し作業の進め方ですが、2点目のご質問でお答えした基本方針を基に、令和5年度中に住民に公共交通に何を求め、どのような公共交通ならば利用していただけるのかを明確にした上で、バス、タクシー事業者と調整を行い、群馬運輸支局の助言も受けながら、モデル地区を定めた実証運行までを行えればと考えております。その結果を基に、新たな公共交通や既存のたまりん、路線バス、タクシーの活用方法を改善し、令和6年度中には、町全体の新たな公共交通を構築していきたいと考えております。

次に、空家等対策の成果と今後の対応についてお答えします。まず初めに、1点目の空家等対策を推進するための基本目標として、数値目標が挙げられているが、この目標は達成されたかについてお答えします。平成31年に策定した玉村町空家等対策計画では、数値目標として、空き家バンクへの登録件数56件、除却補助事案件数30件を掲げております。除却補助事業に関しては、令和元年から4年度までの4年間で計31件の申請、除却があり、目標をやや上回る成果を上げております。しかしながら、空き家バンクにつきましては、令和2年度に1件の成約がありましたが、それ以降、数件の相談は受けておりますが、登録には至っておらず、進捗が図られていない状況であります。

次に、2点目の具体的な空き家等に対する施策として、特定空家等と判断する際の町の基準、調査の方法の明確化、特定空家等に対する着実な措置を挙げているが、この5年間でどのような基準が作られ、何件の措置がされたかについてお答えします。特定空家等と判断する際の町の基準につきましては、国の「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」に基づき、総合的に判断を行っております。具体的には、1つ目、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態かどうか、2つ目、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態かどうか、3つ目、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態かどうか、そして4つ目、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態かどうかの4つを基準としております。なお、判断に当たっては、玉村町空家等対策協議会に諮問し、最終決定を行います。

何件の措置がされたかにつきましては、平成31年に認定いたしました3件につきまして、助言・指導を行った結果、うち2件は除却されましたが、残りの1件につきましては、度重なる通知・指導を行い、その都度改善をお願いしておりますが、現在も除却には至っておりません。そのため、今後

勧告を視野に入れた対応を検討しております。なお、この3件以外に認定された特定空家等はありません。

次に、3点目の高齢化の進展に伴い、今後急激な空き家の増加が見込まれるが、今後の対応についてどのように考えているかについてお答え申し上げます。ご指摘のとおり、高齢化に伴う空き家の急増が見込まれる一方で、少子化の進行により家を購入する年齢層の減少も考える必要があります。増加する空き家に対して、それを上回る購入需要や除却がなければ、空き家の増加は避けられませんので、どのような対策が有効か、対策協議会の中で検討してまいります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、公共交通機関のことについて伺いたいと思います。

見直しの基本方針として高齢者や障害者等も含む方々を中心とした公共交通機関の設定をこれから考えていくという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

以前は公共交通機関といいますと、全ての町民が利用できるように、利用しやすい、そういったものを目指すということで考えてはいたのですが、いろいろなアンケートとか、あとはヒアリング等を行っていく中でも、今現在、車に乗れる方、車を利用している方がすぐに公共交通機関にシフトしていくということは当面考えられないだろうと。そちら全てを対象として公共交通機関を構築していくということになると、やはり現状と変わらない、全てが何か中途半端な、利用しづらいものになってしまうだろうということで考えまして、対象を以前からの高齢者、障害者の方、あとはお子さん、あとは学生さん、主に高校生とか、町外に通学されている高校生、玉村町には8割、9割おりますので、そういう学生さんたちに対して従来まるで対象としていなかった、そのことが原因の一端だろうと思うのですが、玉村町から転出していく世帯として、15歳から25歳ぐらいまでの、そのくらいの年齢層の方が転出件数、大変多いものですから、交通で使いづらい、通学しづらいということが原因の1つにあるのかなというふうに考えましたので、高校生が通学にも使える、そういった公共交通をやはり構築していかないと、転出が増え、転入もなかなか伸びてこないのかなということで考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 利用者の特性というのがそれぞれあります。先ほど言われたように、学生さんたち、町外に出る可能性の、通学等で、または通勤等で使う方の運送を担うのは、路線バスを中心

とした交通網だと思うのです。だけれども、町内の利用ということを考えると、その対象者というのは限られると思うのですけれども、その点はどういうふうに考えますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 私が先ほど申し上げたのは、町内に限らず、全ての住民の方が使っていただけるよう、路線バスも当然公共交通でありますし、永井バスさんの前橋玉村線に関しましては、玉村町と前橋市が委託をして運行しているものですので、そういったものも今以上に使いやすくしていく必要もあるということで考えております。

一方、町内の移動に関しましては、松本議員のおっしゃるとおり、主に高齢者の利用にかなり限定される部分があると思います。あと、いろいろ話を聞きますと、小学生、中学生が夕方に塾へ行くための足がないのだというお話も聞いておまして、そのためにお父さんかお母さん、どちらかが通塾の時間に合わせて仕事の時間を都合しているというような話も聞いておりますので、その辺りも何とかしてあげたいなという、そういうことがあれば玉村町に住んでよかったなど、そういうふうに思っていたいただけるのかなというふうに思っております。

高齢者の方の利用につきましては、想定されるものは、まずお買物、あとは通院、その辺りを社会福祉協議会が居場所でアンケートをとった結果としていただいたのですけれども、その辺り、あとは役場に行くとか、金融機関に行くとかということはあるのですけれども、通院と、あとはお買物、そちらに関して、例えば社会福祉協議会がお買物に関して実証実験とかもしておったのですけれども、それをさらに使いやすいようなものにしていただけるように町と協議をしまして、そういった他の機関を活用した移動の手段というのも何とか実現したいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今のお話ですと、例えば塾に通う小中学生も含めてというようなことでいくと、デマンド型にしていくのか、それとも定時定路線の、現在やっているような路線型にするのか、どちらの方式を念頭に置いた発言になりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

定時定路線の運行に関しましては、今回こういう検討をするに当たりまして、県内の富岡市、渋川市、あと茨城町にも私たちも行ってお話を聞いてきました。その中では、なかなか定時定路線の、今現在の運行をそのまま続けていても状況は変わらないのかなということが大体見えてきましたので、デマンドと今ここで断言してしまうのはちょっと時期尚早なのかなと思いますけれども、デマンド的なもの、利用者の利用したい時間に利用したい場所へ行ける、そういった方法でないと公共交通を利

用していただけないということは各地の担当者の方もおっしゃっておいりましたので、それをたまりんでやるのか、タクシーでやるのか、そのほかの、例えばボランティア輸送でやるのか、渋川市でやっているような乗り合いでタクシーを利用していただく、それのお手伝いをする、そういった方法もあると思いますので、その辺りは、ただいずれにしても事業者の方や、それを担っていただけるボランティアの方、そういった方にご協力をいただかなくてはいけないので、その辺りをまたいろいろお願いしていきながら、利用を促進できるようにしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 幅広くということなのですからけれども、その辺の方向性ですよね。どこを活用していくのか、どこをどういうふうに組み合わせていくのか、その辺の活用の仕方の方針が欲しかったわけなのですからけれども、1年かかって見直しの、方針と言えるのかどうか、その辺まだ具体的なものが出てきていないのでよく分からないのですけれども、ちょっと時間がかかり過ぎているなというふうには思います。

先ほど社会福祉協議会が買物の支援を試験的に行うというふうに言っているのですけれども、結果から申しまして、あまり賛同を得られていないように思います。ほとんど利用されていないというのが現状なのですからけれども、その原因は何だと考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

社協でやっているお買物支援の事業につきましては、試験的にやって、当初は場所を限定してやっていたのですけれども、ほとんどというか、全然利用がなくて、対象地域をちょっと増やしてはみたものの利用がなかったということで、こちらに関しましては、社協のほうでは少し条件が厳し過ぎたというふうに言っておりました。年齢のことであるとか、その他利用の条件をかなりつけて登録者を募集したところ、いなかったということなので、その辺りは社協のほうでももう少し研究していきたいというふうには申しておりました。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 公共交通機関だから無条件に全ての人を対象にしようとする、どうしても無理が出てくるのです。そういうふうに輸送量の関係もありますから、どうしても制約、条件をつけていかないと輸送し切れなかったり、需要に応えられない面があります。逆に厳しくすれば、今言われたように条件に合わない人たち、利用にそぐわないということが非常に多くなりますので、結局利用されない。税金が無駄に使われるというような結果になると思います。特に社会福祉協議会がやった実験的な取組、これには様々な問題があるというふうに言われていますけれども、様々な問題の何

が問題だったというふうに報告を受けていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 先ほどお答えしたとおりで、条件が厳しかったということもあるのですが、ただ根本には、まださほど困っていないということがあったようです。お買物をするにしても、自分で運転できなければ家族もしくはお友達、そういった方と行ったほうが、結局ドア・ツー・ドアでお買物の場所まで行けますし、帰りも特に時間の制限もなく、お買物ができると。玉村町の方は、ずっと自家用車で移動して用事を済ませている方が、高齢者の方にも今大変多い状況であります。そうなりますと、やはり何らかの制約を受ける公共交通に対しては、まだまだ利用してみたいという、そういったマインドがないのかなというふうにも考えておりますが、ただ今後はどうしても、やはり核家族化であるとか、そういった誰かを頼っていくというのも、お友達も同じように年齢を重ねていかれるはずですので、そうしますと誰かを頼むということもなかなか難しくなるのだらうと思しますので、そうなったときには必ず公共交通を利用させていただくという形になると思います。それを見据えて、そういった方々が利用してみたい、そういった方法を考えてまいります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 私は社協の方に実証実験の話聞いたのですが、その中で何が問題だったかという、例えば買物に行くときに公民館に集まってくださいと。行きはまだいいのです。買物し終わって、最終地点が公民館なのです。だから、買物をした荷物を持って家まで帰るのが大変なのです。これはたまりんでもそうなのです。よくバス停が遠い、バス停が遠いというふうに皆さんおっしゃるのですが、バス停が遠いからバス停の数を増やせばいいかと、そういう問題ではなかったのです。要するにバス停から荷物を持って帰っていく、その距離が大変なのです。ですから、先ほど課長さんも言っていたように、なるべく家の近くに降りられるようなシステムを考えないと、どういふようなやり方をやっても利用ができないのです。しないのではなくてできないのです。70代後半、80前後の人たちが50メートルも100メートルも両手に荷物を持って家まで帰るといふのが、これが大変なのです。だから、その辺の工夫を、公共交通機関を成功させていくためにも、ぜひその辺の手だて、どういう手だてがあるのかを考えていただきたい。

その上で、例えばタクシーを利用した、貸切りタクシーですね、それを利用した方法等を実施しているところもあります。この間、課長さんたちと一緒に行った茨城町は、そういう方式を取っています。費用の面からいっても、非常に安上がりになっていきます。もう一点は、デマンド型で家の近くまで行って降りられるような交通方式を取れば、現在タクシー券を配っていますけれども、そういったタクシー券と利用がダブりますから、タクシー券自体が必要なくなってくると思うのです。そういうふうを考える必要があると思います。

もう一点は、今、老人センターのほうで送迎バスを出しています。個人的なニーズに応えられるような輸送の方法であれば、デマンド型であれば、そこに通うためにも、通常のたまりんに代わるシステムが利用できるようになるから、そういった費用も必要なくなってくるのではないかと思うのです。経費削減のためにもそういうものが利用できる、個別のニーズに対応できるようなシステムを考えていく必要があると思いますけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 議員のおっしゃられるとおり、そういった貸切りタクシーを使ってドア・ツー・ドアに近い形で移動ができる、そういった方式を取っているところも幾つかありまして、それも高齢者の方がお買物等に使うには大変有効だと思います。その場合には、今やっているタクシー補助を根本的に見直す必要も出てくると考えております。そういった検討のほうも行いながら、費用対効果が一番高いもの、安く、なおかつたくさん利用していただけることがベストなのですけれども、それがかなわない場合でも、とにかく公共交通を利用していただいて、安心して暮らしていただける、そういったまちづくりが最も求められていると思いますので、その場合にはもしかしたら今現在の費用よりもかかってしまうことも当然考えられる、想定されることではあると思うのですけれども、その辺りもなるべく費用のかからない方法を模索しながら利用が向上していくような、そういったもの、1つの方法に限らず、以前松本議員からご提案のありましたハイブリッド式というのも1つ考えの中にもありますので、そういったいろいろなものを組み合わせて、いろいろな交通弱者の方が利用できる、そういったものを目指して、考えて、実現したいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 傍聴の皆様にお伝えします。

議場内での携帯等の操作をおやめいただきたいと思います。その場合には、傍聴席から退席してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 大変前向きな発言があったので安心したところなのでありますけれども、先ほど申しましたように、玉村町が費用負担をしている公共交通機関、たまりんだけでなく、タクシー券もありますし、老人福祉センターの送迎バスの費用も負担をしていると思います。そういったところを総合的に判断して、例えばたまりんに代わる町内の交通機関に、多少金額が増えたとしても、トータルで費用が軽減されるような形になれば、それはある程度費用が、その部分的には費用が増えたとしても、非常に意味のあることではないかなというふうに思います。近隣でいえば富岡市ですとか渋川市は非常に効果を上げて、個別に対応できるようなシステムというのを考えることで、非常に効果を上げているというふうに聞いています。今までのたまりんだけの費用で考えていくのではなくて、トータルで考えていただけたらというふうに考えます。

それと、そういったことで形にしていかなければいけないと思うのです。その辺の目安、いつぐらいを目安に具体的な案を提出できるような、そういう目安になる時間設定というのはされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

まずは、ニーズ調査もしくは希望調査的なものを中学生、今後、高校に上がる中学生本人、また保護者、そういった方にアンケート等も取らせていただきたいなというふうにも思っております。

また、地区へ出かけていきまして、まずは町内でモデル地区を選定させていただきまして、その住民の方にお話を聞いて、そこで運行方法等を、タクシーを活用する形になるのだらうと思っておりますけれども、実証実験を行う。それと並行しまして、実証実験を行うにしても交通関係、運輸支局のほうに、こういうことをやりたいのだということで、そちらのほうに承認いただかなくてはいけないということも聞いておりますので、その辺りをやりながら、実証実験が行えるのが今年、令和5年の後半になるのかなと思っております。また、そちらに関しては、実証実験を行うにしても費用のほうもかかると思いますので、その費用の算定もしながら、補正予算等もお願いしていくことになると考えております。いずれにしても、今年度中に実証実験のほうは行いたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 実証実験までいくというのは大変な作業になるかと思っております。そういった決断をしていただいて大変感謝したいなというふうに思うのですけれども、ぜひ実証実験を成功させるためにも、システムがどういうふうな利用方法になるのかというのを、その実証実験の対象になる地区の方に十分周知をしていただくような活動を積み重ねていかないと、1回やったからおしまいではないのです。各地区に、例えば居場所のような活動があります。そういったところの人たちの協力を仰ぎながら、そのシステムを周知していく。また、みんなで声を掛け合って、ではみんなで使ってみようかというふうな雰囲気をつくっていかないと、なかなか高齢の人たちは、初めて使うもの、海のものとも山のものとも分からないものを、いきなり、はい、こんなにいいものができましたから、はい、使ってくださいとぼんと渡されても、なかなか使い切れないと思っております。ぜひそういった地元にある様々な地域活動をされている方たちの応援も含めて、町を挙げて住民を巻き込むような活動を勘案していただけたらというふうに考えています。今年度中ということなのですけれども、その辺はここまで来てしまっていますから、成功させるために、あまり慌てて何かやるというよりは、制度をしっかりとつくって取り組んでいただけたらなというふうに思います。

それでは、次に空き家対策について伺いたいと思っております。空き家対策で、今、太田市、伊勢崎市、

桐生市、そういったところを含めて各市で様々な取組が始まっています。伊勢崎市などについては、空き家バンクに業者が登録できるように、業者の方が利用できるような仕組みにシステム変更していくというようなことも伺っております。玉村町の空き家バンク、登録は1件だけということなのですが、原因をどのように考えていらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

空き家バンクは進捗が図られていない状況なのですが、やはり空き家をお持ちの方の声を聞きますと、バンクに登録するとなると、町のホームページにアップすることになります。部屋の間取りとか外観、そういったものを写真でアップされますので、そうすると貸す方としては、ある程度部屋を片づけたいということになりますので、家財道具等をどうしようかということになって、そこまでして貸すのもということになってしまっている方が多かったようです。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 空き家バンクの扱い方なのですが、貸すだけでなく売却ということも含めて登録をされていると思うのですが、売却に当たって所有している方は、家を取り壊して更地にするというのは費用負担が非常に大きいわけです。しかも売れるかどうかというのは分からないという状態なので、家をそのままにしておいて、更地にしてしまうと税金が高くなりますから、そのままにしておきたいという方は多いかと思うのです。買いたいと思っている方は、上物が建っているのを、それを含めて買うわけにはいかないと。欲しいのは宅地なのだというような方が多いかと思えます。その流れが悪いがために、持ち主はその家、空き家を持ち続け、買いたいと思っている人がいたとしても、その家を買おうとはしないということで、空き家が動かないというような状態になっているかと思うのです。

政策提言の回答があったのですが、回答のところでは、空き家があったとしても、町内に転入してきて家を欲しいという人たちは、新しい家を建てられる状況にある。需要は満たしているというような回答があったのですが、需要を満たしているかどうかの問題ではなくて、今ある空き家、廃屋に近くなっている空き家が徐々に増えてきています。そういった家が、そこに住んでいる地区の住民の生活を脅かしつつあるのだというところで、そういった廃屋を何とかしたいと。それに近いものを何とかしたいということが趣旨なわけなのです。そのための手だてとして空き家バンクなどがあるのですが、空き家というのは、一口に空き家といっても、2つの要素からできていると思うのです。建っている上物の建物と、その建物が建っている宅地部分、ですから空き家バンクでも、今一括して登録をされていますけれども、要望があれば上の建物を取り壊して更地にしますと。ホームページのほうには建物ごと写真は撮ってありますけれども、要望があれば持ち主の責任で上物を撤去し

ますというような提案の方法があるかと思うのですが、その点どう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

確かに土地が欲しくてという場合もあるとは思いますが、そのために、まずは登録をしていただくのが大前提になります。登録をして見ていただいた方が、私は土地だけでいいのという協議は、またその登録した後にできることですので、あとは借りたい人がここまで直していただければいいとか、このままでいいとか、家財道具も多少残っているけれども、このままでいいとかという、いろんな貸したい人と借りたい人の話合いの場が不動産業者を介してできますので、一番のスタートとなる、まずは登録、そこにどんな物件でもしていただくよう促してはいますが、周知の足りなさもあるのかもしれないと思いますが、また各空き家をお持ちの方でも、相続の問題とか、いろいろ抱えている問題もあります。状態のいいものは、もうすぐに不動産屋さんに行かれたりして、中古物件として取り扱われるということにもなりますので、まず空き家をお持ちの方は、どうしようか、どうしたらいいかと悩んでいるところが多いので空き家となってしまっていますので、そこをまずは役場に来て相談していただければということで、ホームページや広報等で周知はしているところですので、いずれにしてもまずは空き家バンクの制度については、登録していただくということが大前提で、そこから話がいろんな方向に進めることだったのですけれども、出だしの部分で今進捗が図られていないという状態なのだと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 空き家バンクに登録するときに、どのような要件が必要になってくるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

先ほどちょっと触れたのですが、ホームページにアップしますので、外観、それから部屋の様子、それからもちろん所有者さんの同意ということになります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 外観だけでなく、私の伺っているところだと、例えば耐震構造、それに適合している家かどうか、それと売却した場合、その家が安全かどうか、安全にある程度管理されている家かどうか、そういったことを調べるということになっているようなのですが、その点はどのようなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 空き家の中には古いものもありまして、昭和56年以前の耐震を満たしていないものというものもありますので、当然住む方に貸すとなるとある程度、危険なものは貸せませんので、そのところはまた話合いもありますが、絶対条件ではないということです。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういった要件があまりにも厳しくて、要するに一般業者の方が買って処分をできるようなレベルの家でないと登録できないような仕組みになっているのではないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

どの程度、程度の問題は個人差があるとは思いますが、やはり貸すとなると、ある程度ということが必要なのかなと考えています。ですけれども、登録の条件というのは、それほど厳しくはないはずです。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 玉村町に登録されたものがたまたまそうだったのか、その辺はよく分かりませんが、貸すのを前提にしている人よりも、売却ができるのであれば、費用負担を上回るような金額で売却ができるようであれば売却したいと思っている方、特に廃屋に近いような管理不全の家等については、そういうふうを考える方は多いのではないかと思うのです。だから、そのための手だてというのは考えていらっしゃいますか。

〔何事かの声あり〕

◇3番（松本幸喜君） では、質問し直しましょうか。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 要するに廃屋に近い家が大分増えてきているのです。その家を売却する、処分する、そういった手だて、それについては対応策というのは考えていないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

特にそういった売却をしたい、処分したいという人の立場だけではなくて、やはり借りたい人がいれば、そちらに使っていただくという有効活用の面もありますので、処分したいという方は除却の補

助金を町から受けて、除却をすると最大50万円、2分の1補助ということで、処分をしたい方はそちらを活用していただくというふうに誘導していきます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 健康福祉課に伺いたいのですが、独り暮らしの方で、今、見守りの対象になっている方は何件くらいあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 松本議員、通告外の質問については……

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 空き家になる可能性のある件数、それを知りたいので伺いたいというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） それは健康福祉課ではなくて、都市建設課のほうの掌握になりますか。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 分かりました。質問を変えます。今後空き家になる可能性のあるお宅はどのくらいあるというふうに想定していらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

先ほど答弁にもありましたように、やはり人口減少、それから少子化ということで、やはり需要と供給のバランス、これが崩れてきますので、空き家は今後も放っておけば増え続けるものだと考えています。ですので、その増え方を抑えるために空家等対策計画ということで、上昇率を、空き家の数がどんどん増えていくのを緩やかにするための対策、欲を言えば最終的には空き家をなくすというのが最終目標ですので、あらゆる手段をいろいろ考えて減らす方向ということで、来年度は空家等対策計画の見直しに入りますので、できれば数多くのそういった施策を協議会の中で、協議会の委員さん、区長さんをはじめ民生委員さん、弁護士さん、司法書士さん、土地家屋調査士さんや不動産業界の方、それから建築士や地域の消防署や警察も入って、地域全体ということで、あらゆる関係する法律の方がそういった視点で見ますので、そういう中でどういう施策ができるかということで検討していきたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 実際にそういった専門家の方たちに意見を聞いた、例えば会議を開いてそういう意見を聞いたというようなことはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 以前、松本議員さんから相談窓口等をやったらいかがかという提案を受けました。町のある不動産屋さんにもちょっと相談しまして、そういった相談窓口をやってみるといふこととか、例えば空き家を貸したい人、そういったところに補助を充てたりという、そういう案とかいろいろ話はしたのですけれども、今後はそういった、まずは町は今、待っている状態というのですか、空き家の相談を受けるほうなのですけれども、そこのところをもう少し町も積極的に、積極的になののですけれども、個人の資産ですので、踏み込み過ぎることのないようなところまでということであればと思っています。そういった意味で、行政として我々も知らないいろんな法律等もまだいっぱいありますので、そういったいろんな専門家の立場の協議会の委員さんにも、こういう施策でもいけるかどうかというところも判断してもらったりとかして、幾つかの施策を考えていければと考えています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 相談された業者の方、その方は具体的にはどのようなことを言われていましたか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

1点目の相談窓口については、あまり人は訪れないかもしれないが、やってみるのであれば協力はしたいということでありました。

また、貸したい人に、例えば仮に町が補助金を出して修理費に充てるとかという話はどうかと言ったら、やはり空き家を持っていて他人に貸して、お金を得るといふことになります。また、営利目的のために改修費用を町からいただいていふところが公平性の面でちょっと検討の余地があるので、そういったことのような内容が主でした。いずれにしても、今後もまたそういった不動産業界、そういった方と話をし、町ができることを探していければと思っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、対象になっている空き家なののですけれども、先ほども申し上げましたように、売買の対象になる、または貸し家の対象になるような状態のいい家ですよね。そういったものについては、それほど問題はないかと思うのですけれども、大きな問題は、もう廃屋に近いような管理不全の家、こういったところを何とかしてもらいたい。それが地域の全体の足かせになってきているということがあると思うのです。ですから、その廃屋に近いような家を貸すわけにいかない。建物を買うわけにもいかない。だったら、その宅地を生かすという視点でもって対策を立てていただきたいなというふうに考えます。

もう時間が大分なくなってきたのですけれども、今、独り暮らしのお宅が町内に750件ほどあるというふうに伺っています。しかもそのうちの230件くらいは見守りの対象になっている家です。ですから、今空き家が増えているというふうに言われていますけれども、今空き家が増え始めたところなのです。これから急激に、今後5年から10年の間に急激に空き家は増えていくと思います。ですから、本当に今、その道筋を立てていかないと、処分をしていく道筋を立てていかないと大変なことになると思うのですけれども、特に空き家といっても、地区によって集中するのです。というのは、団地化されたときに、大体同じ10年くらいのスパンの中で急激に地区が形成されていますよね。ですから、そういう地区に集中的に空き家が増えていく、そういう形で地域社会が壊されていく。しかも1軒空き家があって、その対応ができないがために、隣接する家の売買も制限されてしまう。場合によってはできなくなってしまう。境界線が確定できないので。そういうような問題も多発してくると思います。ですから、今のうちに何とか取れるものをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前10時休憩

---

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

## ○発言の訂正

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。冒頭申し訳ございませんが、先ほどの松本議員のご質問の中で、実証実験を今年度中にといいことでお答えをさせていただきましたが、今年度というのはもう終わりになりますので、すみません。令和5年度中といいことで訂正をさせていただきたいと思ます。よろしくお願ひします。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、2番堀越真由子議員の発言を許します。

〔2番 堀越真由子君登壇〕

◇2番（堀越真由子君） 議席番号2番堀越真由子、議長の許しがありましたので、通告に従って質問させていただきます。

1、改正個人情報保護法について。死者に関する個人情報の取扱いについて。改正個人情報保護法では、個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」と定めているが、国会における答弁では、死

者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として条例を定めることは妨げられていないとありました。

そこで、町では、死者に関する情報の取扱いに関して、別途条例を定める考えはあるか。また、条例を定めなくとも、令和5年4月の条例施行後、死者の情報開示請求があった場合には、情報開示は可能であるか。

2、条例要配慮個人情報について。玉村町個人情報の保護に関する法律施行条例では、条例要配慮個人情報の定義規定はないが、改正個人情報保護法の要配慮個人情報に含まれていない機微な個人情報は、地域の特性に照らし、条例で追加できるとある。例えば社会的差別の原因となるおそれのある宗教、思想、民族、DV、LGBTQ、遺伝子等に関する情報や生活保護の情報等の取扱いについて、現場での判断で問題を生じさせないためにも、可能な限り具体的な内部管理規定を令和5年4月の当該町法施行条例の施行までに策定する必要があると考える。このことについて、町はどのように考えるか。

大きな2番、マイナンバーカード、マイナポータル取扱いについて。1、健康保険証とマイナンバーカードの一体化が進められているが、メディア等の報道では、病院や薬局でマイナンバーカードを提示したけれども、病院側のシステムが切り替わっていないことを理由に、健康保険証の提示を求められたというケースが取り上げられていた。

そこで、町内病院のシステム導入の状況はどのようになっているか。また、健康保険証からマイナンバーカードへの切替え時に既存の保険証を破棄しても問題はないと案内している市町村もあると聞くが、玉村町役場では保険証の取扱いについて、町民にどのような案内をしているか。

2、DV・虐待等の加害者が、その被害者のマイナポータルの代理人となっている場合、被害者の住所などの情報がマイナンバーカードを介して加害者に知られてしまう可能性があるため、被害者本人に代理人を外す手続を取ってもらう必要がある。DV・虐待等の被害者の情報が漏れることは、その被害者の命を脅かす懸念があると考えられるため、町ではどのような対策や周知をしているか。

また、今後マイナポータルにあらゆる個人情報をマイナンバーカード取得者本人がひもづけして管理していくことになるため、その管理に不備があると情報漏えいのリスクが高くなることに不安を感じている町民がいると聞いている。

そこで、マイナンバーカードの管理方法について、町から町民に向けて丁寧な説明がなされているか。

大きな3番、地球温暖化対策実行計画について。1、2021年に地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本国内の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%の削減を目指すことが掲げられています。本町でも環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しますと掲げています。義務づけられた事務事業編だけではなく、区域施策編も早期に策定し、必要な施策を早急に実行に移すべきと考えます。町の取組状況はどうなっていますか。

また、今現在、区域施策編の策定には至っていないと思いますが、策定せずとも目標を達成できるという根拠があればお伺いしたいです。

2、令和4年4月に改訂された玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、役場庁舎以外の管理施設にも太陽光パネルの導入を検討するとあります。今後の具体的な計画はどのようになっていますか。

また、令和3年度に役場庁舎屋上及び駐車場の屋根に設置した太陽光発電設備の発電実績とCO<sub>2</sub>削減及び経費削減の状況についてはどのようになっていますか。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 堀越真由子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、改正個人情報保護法についてお答えいたします。まず1点目の、死者に関する情報の取扱いについてお答えします。死者に関する情報の取扱いに関して、個人情報保護制度とは別の制度として別途条例を定める考えはあるかについてですが、現在のところ、制定の予定はございません。ただし、遺族感情の尊重の観点から、制定の必要性は感じておりますので、今後、国や近隣市町村の動向を注視しながら研究してまいります。

また、死者の情報開示請求があった場合についてですが、改正法では、個人情報は生存する個人と定義していますので、死者に関する情報は、同法の対象外となり、開示はできません。ただし、死者に関する情報であっても、相続財産やDNA検査等の結果が生存する遺族の個人情報に当たる場合もございますので、ケースごとに判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目の条例要配慮個人情報についてですが、今回の改正個人情報保護法による条例制定において、当町の条例では条例要配慮個人情報に関する規定は設けていませんが、今後、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するようなセンシティブな個人情報について、その所有情報の実態や現場での実務への影響を調査するとともに、内部管理規程の必要性について、関係課と協議、研究してまいります。

次に、マイナンバーカード、マイナポータルの取扱いについてお答えします。まず初めに、1点目の健康保険証とマイナンバーカードの一体化が進められているが、町内病院でのシステムの導入の状況はどのようになっているかについてですが、令和3年10月より、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました。健康保険証利用の登録を済ませたマイナンバーカードは、カードリーダーが設置された医療機関や薬局等で健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードの健康保険証が利用できる医療機関ですが、厚生労働省において令和5年4月1日までにおおむね全ての医療機関、薬局でシステム整備されるよう支援を進めております。玉村町内医療機関のシステム整備状況は、厚生労働省の調査によりますと、令和5年2月19日現在、医科、

歯科で7機関、薬局で8機関となっており、今後も増えていくものと思われます。

また、健康保険証からマイナンバーカードの保険証への切替え時の保険証の取扱いについて、町民にどのような案内をしているかについてですが、玉村町ではオンライン資格確認が導入されていない医療機関、薬局もあるので、引き続き既存の健康保険証も一緒に医療機関、薬局等にお持ちになってくださいと説明して対応しております。

次に、2点目のDV・虐待等の加害者がマイナポータル代理人となっている場合、被害者の情報が加害者に知られてしまい、被害者の命を脅かす懸念があると考えられるため、町ではどのような対策、周知をしているかについてですが、マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や申請をオンラインでできるほか、行政機関等が保有する自身の特定個人情報や情報提供履歴の確認等ができます。マイナポータルは、本人の代わりに代理人がその機能を使用できるように設定する代理人設定を行うことができますが、もしDVや虐待等の加害者が、その被害者のマイナポータル代理人として設定されている場合は、堀越議員のご指摘のとおり、加害者がマイナポータルにログインし、被害者の情報を閲覧しようとする可能性があります。代理人設定は、代理人となる者及び委任する者の同席の下、マイナポータルから代理人に利用を許可するサービスや参照を許可する情報、代理できる期間等を設定し、代理人と委任者のマイナンバーカードを読み込ませて登録するため、双方のマイナンバーカードとその暗証番号がなければ、設定自体を行うことができません。しかしながら、DV・虐待被害下においては、加害者の支配を想定しなければならぬため、カードを奪われたり、強引に代理人設定をさせられているなど、マイナポータルを掌握されている可能性がある場合には、マイナンバーカードの再発行や暗証番号の変更など、状況に応じた対応が必要になります。

また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用及びオンラインでの資格確認の導入に伴い、DV・虐待等被害者のマイナンバーカードを加害者やその関係者が所持している場合や、医療機関に勤務する医療従事者が加害者の場合などにおいては、加害者に被害者の情報が閲覧される可能性があります。玉村町の国民健康保険に加入している人で、住民基本台帳における支援措置を受けている人は、自動的に情報の閲覧が制限されますが、自身の閲覧を制限するためには、健康保険証の発行元へ届出をする必要があります。住民基本台帳における支援措置の手続を行うことで、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付を制限するだけでなく、マイナポータルの情報提供履歴についても制限できますので、支援措置の手続を行う際は、被害者の方に寄り添い、引き続き丁寧な説明を行ってまいります。

また、マイナンバーカードの管理方法について、町から町民に向けて丁寧な説明がなされているかについてですが、現在カード交付窓口が非常に混雑しており、お一人お一人に時間をかけて詳細な説明を行うことが非常に難しい状況ですが、暗証番号の管理の徹底と紛失に対する注意については、必ずお伝えしております。マイナポータル側で高いセキュリティー対策を取っていても、ご自身で安全

対策を取っていただくことが大切です。マイナポータルを悪用されないためにも、暗証番号やカードの管理はしっかり行っていただくようお願いしているところでございます。最小限の口頭説明と説明文等の配布により対応させていただいているのが現状ですが、住民の皆様方から寄せられている疑問点やお問合せに対しては、今後とも分かりやすく丁寧に回答してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策実行計画についてお答えします。まず初めに、地球温暖化対策実行計画における区域施策編を早期に策定し、必要な施策を早急に実行に移すべきと考えるが、町の取組状況はどうなっているか。また、区域施策編を策定せずとも目標を達成できる根拠があれば伺いたいということですが、地球温暖化対策として、町では本年度より玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を開始しており、町有施設からの温室効果ガス排出削減について、目標年度である2030年度には、基準年度の2013年度比で40%を削減する取組を開始したところであります。

議員のおっしゃるとおり、現時点では区域施策編の策定には至っておりません。しかし、環境基本計画の中において、区域施策編の策定は重要施策として取り組むことと位置づけております。策定のための体制づくりとして、環境部局のみならず、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築していくこと、町内のステークホルダーとの協力体制を構築していくことが重要であると考えております。

また、環境基本計画で掲げている2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、現状の事務事業編における取組のみでは達成することができませんので、区域施策編をなるべく早く策定し、玉村町全体での取組が必要と考えております。

次に、2点目の役場庁舎以外の管理施設にも太陽光パネルの導入を検討するとしているが、今後の具体的な計画はどのようになっているかについてですが、町有施設への太陽光発電設備の設置につきましては、既存施設の耐用年数や屋根形状、どれだけの容量の設備を設置可能かなどの調査を関係部署とも連携を取りながら進める必要もあり、また多額の費用が必要となるため、現時点で決定している施設はございません。設置可能施設の調査を進めつつ、まずは職員一人一人の省エネ・省資源への取組意識を高め、事務事業編の目標達成に向けて取り組んでまいります。

最後に、令和3年度に役場庁舎に設置した太陽光発電設備の発電実績とCO<sub>2</sub>削減及び経費削減状況についてですが、発電実績は、令和4年4月から令和5年1月までの期間で、8万2,472キロワットアワーであり、1日平均で申し上げますと、約270キロワットアワーで、天候の影響や土日祝日の発電抑制により、計画を下回っている値となっております。CO<sub>2</sub>削減量は、同期間118トンで、計画比は101.3%となっております。経費削減については、昨今の電気料金の価格の高騰により、金額の比較はできませんが、1月分までの電気料金の合計について、設備導入前の令和2年度と比較すると、約130万円の減額となっております。今後とも、環境に配慮した適切な運用を行い、CO<sub>2</sub>の削減を推進してまいります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) ご答弁ありがとうございました。

死者に関する情報の取扱いについてですが、今までの個人情報保護条例では、個人とは生存する個人という解釈、死者に関する情報を町が管理する場合は、基本的に生存者と同等の取扱いをすることがありました。情報公開条例では、個人とは死亡した個人も含まれるようになっておりました。今回の法改正で、生存する個人に関する情報であって、死者は個人情報には含まれないと変更されました。先ほどご答弁いただいたように、開示ができないとなると、例えばいじめや災害などにより家族を失った遺族にとって、亡くなった家族の情報の開示を求めて開示されないことは、町民にとって現状の開示状況よりも後退しているのではないかと考えられます。国会答弁にありましたが、災害などで亡くなった方の情報の取扱いについては、遺族感情の観点から、個人情報とは別の観点で条例を定めることができると思います。死者に関する取扱い基準を内部管理規程として制定することが必要ではないかと考えています。

繰り返しになりますが、死者の情報は、個人情報ではなく、改正法に基づく開示請求の対象にはならないため、死者の情報について特化して規律を設けるということについては、個人情報保護法の体系の外で、体系ではないところで規定されることが可能となっております。主権者は誰であるか、住民参加の原則、公開の原則、自治、分権の原則などから考えて、個人情報保護法案で改正されても、遺族が知りたいという情報を開示していくことが大切ではないかと考えます。町長のお考えはどうでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 町長。

[町長 石川眞男君発言]

◇町長(石川眞男君) この一般質問をいただいたときから、いろいろ調べるというか勉強してきたわけですが、死者に関する情報が除外された。このことによって個人情報保護対象外となってしまった。しかし、今答弁でも申し上げましたけれども、相続財産とかDNA検査等の結果が遺族の個人情報である場合もあるので、そのケースごとに判断していきたい。そのことによって国のほうも国会答弁の中で、遺族感情の観点から、個人情報とは別の観点で条例を定めることができるという答弁があるわけです。そういう意味において、特にいじめとか災害で亡くなった、でもあくまで個人情報というのは、その人の情報で、例えばいじめで亡くなった場合、どういった人にいじめられたとか、そういったものというのはまた別で、これはまた別の行政文書の開示になると思いますので、その辺も踏まえて、内部管理規程の必要性の有無を踏まえて研究、議論していく必要はあるかと思っています。非常にセンシティブな質問なので、ちょっと今ここで結論を出すというわけにはちょっといかなければ、大事な観点からの質問だと思っています。

◇議長(石内國雄君) 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 30年ほど前に学校でいじめがあって、作文にそのことが書かれていたと。だけれども、亡くなったことに関するのは、生存する遺族の方が関係していることがないと開示されないというような説明がありまして、遺族はなかなかその実態が知れずに苦しんだというニュースがありました。30年ほどたってから開示が認められ、作文にいじめの事実があったということがあったので、遺族に対して加害者の親が謝罪をしたと。そういうこともありましたので、なかなか情報が直接関係してはいないけれども、家族が亡くなってしまったと、子供が亡くなってしまったという家族に対しては、情報が本当に必要になることもあるので、その辺を考えていただけたらと感じて質問させていただきました。

次の条例要配慮個人情報については、大きな質問2のマイナポータル取扱いについての質問と重複するので、後ほど併せて質問させていただきます。

2のマイナンバーカード、マイナポータルの取扱いについて質問させていただきます。病院の中でも整備を進めて、4月には薬局でも病院でも一体化した保険証が使えるというようなお話をいただいて安心しております。4月からは、窓口負担が従来の保険証であると……4月から、10月から、どちらだったか、ちょっと今忘れてしまったのですけれども、窓口負担が上がってしまうということで、できれば早急に一体化したものが使えるようになるというふうに思っております。

先ほど条例要配慮個人情報について、DV被害者の情報の取扱いについて質問させていただきました。前に神奈川県で、DV加害者から逃げている被害者の方の情報が漏れてしまったときに、やはり被害者の方が亡くなるというような事件があったと聞いています。報道にもあったのですけれども、やはりそういう情報が加害者に漏れてしまうと、本当に命の危険につながるので、町がセーフティゾーンとなって、いろいろな周知をしていただけたらと考えています。

DV被害者においてなのですけれども、町で被害を受けている方の情報というのは、町はどの程度認識されているかと、町の対策というのがどのようになっているか質問します。

◇議長(石内國雄君) 住民課長。

[住民課長 重田勢津子君発言]

◇住民課長(重田勢津子君) お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でもお答えしましたがけれども、代理人の設定については、代理となる者及び委任する者の同席の下で登録の手続きを行っております。双方のマイナンバーカードとその暗証番号を使って設定を行うことになっています。DVとか虐待が行われている中では、加害者にカードを奪われてしまっていたり、強引に代理人設定をさせられているというようなケースもあると考えています。そういった場合は、マイナンバーカードの再発行ですとか、先に設定をした暗証番号を変更するとか、そういったことをして、その状況に応じた対応が必要になってきます。対象者の方には、支援措置の申出というのをさせていただいています。また、期限がある申出ですので、その更新が必要になるのですけれども、更新の手のタイミングを捉えまして、漏れのないように丁寧に説明を行っている

ころです。

また、この制度をご存じで支援措置の申出をしている方はいいのですが、この制度自体を知らない方も中にはいらっしゃると思いますので、そういった方々の身の安全を守ることが一番重要だと思っていますので、今後十分周知をしていかなければならないと思っています。DVの担当は企画課なのですが、企画課と協議をしまして、早急にこの対応については広報に載せるような形で対応していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 人権に関する業務を企画課がしております。成人のDVの相談についても企画課が受けて職員が対応しておりますので、お答えいたします。

堀越議員からありましたDV被害者に対する対応ということで、最近ではDV相談も増えているような状況であります。堀越議員の質問の前は、このようなことをちょっと私どもも知りませんでしたので、早速ホームページのほうに、原稿を作りまして、これから掲載したいと思っています。

それと、関係機関ともいつもやり取りをしているわけなのですが、この内容について県のほうに聞きましたら、県のほうはこのような内容は知っているということで、違う機関については知らなかったということですので、それを教えて、今度からは面談に来た場合には、そのようなことを教えて対応したいということになっております。我々も相談に来たときには、この点について教えながら相談をしたいと思っています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） DVに関しては、本当にセンシティブで見えにくかったりとか、DVを受けていても本人が気づいていないということもあります。なかなか難しい問題ではありますけれども、町の取組が前向きに検討してくださっており、ありがたいと思っています。

あと、マイナンバーカードを作るときに、DVを受けている方には自分の情報を開示されないための届出が必要である。しかし、届出をすることにより情報が守れても、マイナンバーカードに保険証をひもづけして利用できなくなるという問題があると報道にありました。DVを受けて避難生活をしている方の窓口負担が増えてしまうということになるのですけれども、このことについて町からの援助というか、フォローみたいなものはお考えとしてありますか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 重田勢津子君発言〕

◇住民課長（重田勢津子君） お答えいたします。

ご自分の身を守るために行った手続により、カードを持っていても紙の保険証を使うことになって、

それにより負担が増えてしまうというご質問でよろしいでしょうか。これにつきましては、身を守るために行ったために負担が増えるというのは個人的にはどうなのかなと私も思います。これについては、国が今後の見直しを検討していただけないかなとは思いますが、町としてこれについての援助というのは今のところ考えておりません。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。保険証、従来の紙のものと、あと新しいマイナンバーカードで一体化したものと両方持つ方がいらっしゃる。先ほど両方持って行ってくださいというふうな案内をしているとあったのですけれども、一部ではその1枚をほかの人に渡してしまうなど不正も考えられるということがあるので、その辺も町の対応を考えていただけたらと思っています。

マイナポータルの申請を行った方に理由を伺ったところ、ほとんどの方がマイナポイントがもらえるからカードを申請したとおっしゃっていました。町のほうの見解はいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 重田勢津子君発言〕

◇住民課長（重田勢津子君） 国が実施しているマイナポイントのキャンペーンですが、2月末日で終了したわけですが、期限前にはカードを申請される希望者、駆け込み申請と言っていましたけれども、大変住民の方が多く来庁されました。玉村町に限ったことではなく、全国的にということでも報道されていましたが、最終的にはオンラインがつかないほど混雑をしてしまっていて、たくさんのお電話をその件でもいただきました。窓口に行くとき混んでいたのも、家でしようと思ったら、オンラインがつかないけれども、どうしたらいいでしょうかというようなお電話を最終日、27、28日は何件もいただきました。こういった状況を見ましても、申請される皆様はマイナポイントの申込みができるということをカード取得のメリットと考えて申請されたのではないかと考えています。このキャンペーンがなければ、これほど伸びなかったかなとも考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 報道でもこのキャンペーンがあったため、国民の70%以上の方がマイナンバーカードを登録したというふうなものがありました。そこで、ちょっとセキュリティーのことになってくるのですけれども、マイナポータルの利用規約について、報道では改正前の旧利用規約23条で、情報漏えいがあってもデジタル庁は一切の責任を負わないとしていました。ところが、国民の反発を受け、令和5年1月4日にその規約が改定され、改定後の24条では、「デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き」と文言が加えられております。これと併せて、利用規約の改定を通知を行うことなく、いつでも同意なしに改正できるとしていた条文を、利用者の一般の利益に適合し、または変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らし合わせて合理

的なものであると時のみに改定すると限定しています。利用規約を変更するときは、7日前までに内容と切替え時期を掲載、公表する。利用規約の改正後に利用者がマイナポータルを利用したら、改正後の利用規約に同意したとみなされると書いてあります。利用について、法律ではなく規約のためにいつでも改正することができる。利用者に連絡することなく規約が改正され、改正されたことを知らずに利用すれば同意したとみなされるとなっています。やはりマイナンバーカードを作ることによってポイントがもらえるからという方にとってみると、このセキュリティーの問題、規約の問題について知らない方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。住民にとって不利益が起り得ることも考えられますが、本当にほとんどの住民はこのことを知らずにいると思うので、町としてセキュリティーの問題だったり、住民にとって不利益が起ることに関しては、話し合いをして住民に通知をするという必要が出てくるかと考えるのですけれども、町では何かそのことについて協議とかはされていますか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 重田勢津子君発言〕

◇住民課長（重田勢津子君） お答えいたします。

協議というのは特にしていないのですけれども、セキュリティーの面で不安を口にされる町民の方はいらっしゃいます。また、そういったお電話もいただいたり、窓口でそういったご意見をお聞きしたりすることもあります。マイナンバーカードは、個人の意思による申請ですので、所持するのであれば、お一人お一人がまず基本管理をしっかりしていただくということが必要だと思います。マイナポータルで高いセキュリティー対策を取っているわけですが、ご自身でまず安全対策を取っていただくこと。暗証番号の管理の徹底をまずしていただくこと。紛失した際には、フリーダイヤルで24時間365日つながるところがありますので、そこに速やかにご連絡をして利用の一時停止をしていただくこと、そういったことは必ず周知をして、セキュリティー面で気をつけてくださいというお話はしております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。町では、やはり一人一人に寄り添ってということは難しいと思うのですけれども、先ほど笠原議員が言っていたように、町の方がすごく丁寧に対応して下さったと。そういう姿勢で取り組んでくださっていることに感謝申し上げます。やはりマイナンバーカードの使用責任というのは自己責任となって、マイナンバーカードを取得して所持するのならば、個人の権限で管理をすることが本当に大前提となってきますが、持っていることに対して、例えば先ほどおっしゃっていた暗証番号をしっかり管理するとか、紛失のときにはこういうふうにするとか、そのように個人が気をつけることを伝えてあげることが大事かなというふうに考えています。これからまた年金口座とか、今後は運転免許証とかもひもづけすることになっていきます。情報も

し漏れた場合に、例えば、ここの方は独り暮らしをしていて財産がこれくらいあるという情報が漏れないとも限らないので、生活口座ではなく、貯金口座ではなく、残高があまりないような通帳をお勧めしたりとか、そういうような対応をしていただけたらと。

そのように考えられるデメリットとか、町民の不利益が生じるものについては、なるべく丁寧に説明、周知したり、広報でお知らせすることが、町に対する信頼につながっていくと考えていますので、その辺の対応を考えていただけたらと思うのですが、どのように考えていらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 重田勢津子君発言〕

◇住民課長（重田勢津子君） お答えいたします。

マイナンバーカードを持つことに不安を覚えている住民の方が一定数いらっしゃるのだなということを感じております。この2月末で6割ほどの方にマイナンバーカードを交付しております。窓口に来て、最後まで作らないわよ、なんておっしゃる方もいらっしゃったりします。ただ、マイナンバーカードはデジタル社会のこれからの基盤となるものですので、これからますますいろいろなところにひもづけられて重要になっていくのだとは考えています。セキュリティ面での不安を感じている方には、マイナンバーカードのICチップには、税金や年金などのプライバシーの高い情報はそもそも入っていないのだということ、また不正に情報を読み出そうとすれば、ICチップが自動的に破壊されるようになっていくということ、またさらに顔写真入りのものですので、他人が悪用することはできないということをお伝えして、安心して持っていただけるように、お一人お一人の不安感や、そういうものに添って丁寧に説明をさせていただいています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） マイナンバーカードを作りたくないよという方には、そうですねという、分かりましたということでお話しされているのかと思うのですけれども、先日、政府の方針で、今までは一体化を必ずさせると言っていたのですけれども、従来の保険証も残すというような報道もありましたので、不安になっている住民の方にはその辺りもお伝えいただいて、一体化だけでなく、資格確認保険証が出るということもお伝えいただければと思います。

また、国の方針で、マイナンバーは不同意がなかったら、口座にひもづけするというような報道がありました。この辺も知らないうちにひもづけされてしまったというようなことがないように周知をしていただけたらと思います。すみません。以上です。

3つ目の地球温暖化対策実行計画について質問させていただきます。いろいろご答弁いただきまして、玉村町も地球温暖化対策について真剣に取り組んでいるということがうかがえました。ちょっと町民からの質問があったので質問させていただきたいのですけれども、玉村町地球温暖化対策実行計画の中で、温室効果ガスの排出状況というものの中で、グラフが出ているものがあるのですけれども、

2020年度は感染症対策の影響があるため、推測値算出データからクリーンセンターを除外しているというのがありました。なぜクリーンセンターを除外したのかお聞きしたいということだったのですけれども、お願いします。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちらの地球温暖化対策実行計画の事務事業編の中におきまして、2020年度の値から……ご質問の内容がクリーンセンターの焼却に起因する温室効果ガスの排出量を計測値から抜いている。なぜというお話なのかなと思います。それは2020年度に限ってではなくて、全てこちらの計画の中の排出削減の目標等についても焼却由来のものは抜いてあるのですけれども、これにつきましては、ごみの焼却に関しまして発生する温暖化のガス、こちらは事務事業、クリーンセンターの焼却は役場の事務ではあるのですけれども、直接、事務ということではなくて、住民の方がごみを減らす、それに起因しまして発生するものですので、今後の区域施策編のほうに反映すべきものというふうにも考えますので、今回の事務事業編につきましては、燃料であるとか電気、そういったものでこちらの目標をまずは達成していこうということでございます。それなので、今後の重要施策の中にも入れております区域施策編の早期の策定、それにつきまして早急にまた研究を続けていきまして、住民の方にも目標設定をした上でごみの削減のほうをお願いしていくというような形になると思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） クリーンセンターは、区域施策編のほうに移行するという、分かりました。

次の質問なのですけれども、2030年までに群馬県内全域で温室効果ガス50%削減を掲げているとありました。6%が森林がCO<sub>2</sub>を吸収する。44%が省エネ、再生エネルギーを活用してCO<sub>2</sub>を減らす取組だというふうに認識しています。玉村町はそれを受けて具体的な取組というのはどのように今考えていらっしゃるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。申し訳ないのですけれども、質問がうまく聞き取れないところがあったので、変な回答になってしまうと申し訳ないのですけれども、玉村町が今後独自にやっていくということのご質問なのかなと思いますけれども、今現在、独自とは言えませんが、太陽光発電パネルの設置の補助、また新しく始めました蓄電池の補助等によりまして、住民の方にはさらに温室効果ガスの発生、省エネのほうをお願いしていきたいなというふうに考えております。

また、事務事業編の中でもうたっておりますけれども、今後可能な公共施設には太陽光発電を何ら

かのタイミング、それを計画立ててということでは、なかなか多額の費用もかかりますので、例えば公共施設をリフォーム、長寿命化するとかというタイミングがあれば、そのタイミングで太陽光を載せるとか、蓄電池を設置するとかということが効率的なのかなというふうにも思います。いずれにしても、再生可能エネルギーを有効に活用していきながら、省エネを図りつつ、温室効果ガスの削減を図っていくことが必要なのだろうと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今のご答弁にもあったように、やっぱり区域施策編を早急に策定していくというお話なのですけれども、どのくらいまでに策定することを考えていらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。こちらに関しましては、具体的なスケジュールはちょっとなかなか今のところは考えておりません。区域施策編につきましては、地域で使っている電力量とか、乗用車、自家用車等の車の排出のガス、その他を全て算出しなくてはいけないということがありますので、それについてはかなりの費用もかかりますし、期間もかかるのではないかなというふうにも思っております。まずは、足元の役場の事務に関しまして、省エネを図り、CO<sub>2</sub>を削減していく中で、なるべく早くという形で区域施策編のほうはつくらせていただきたいなというふうを考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 2030年度、あつという間に来てしまうと思います。住民一人一人の意識を高めていくことも必要になります。先日お聞きしたところで、太陽光発電パネルが燃料費高騰のこともあり、補助金が増えていると。設置する人が増えているというふうに伺いました。一定数の人の中では、太陽光パネルが産業廃棄物で、処分するときに重金属など有害物質が発生して、かえって地球環境に悪影響があると考えている人がいました。この間、お聞きしたところでも、県内、太陽光パネルのリサイクルが進んでいるというようなお話があったのですけれども、このリサイクルをして、また再利用ができるというようなことも分かり次第町民にお知らせしていくことが必要かと考えます。

そして、区域施策編なのですけれども、また新たに工業団地ができることもあり、玉村町の中のCO<sub>2</sub>は確実に増えてしまうと思います。2030年に向けて、玉村町がどのように地球温暖化対策をしていくのかというのは、本当にすぐにでも目標値を定めたり、方針を定めていく必要があると考えます。事務事業編としては、庁舎内に太陽光発電を設置したり、全学校の照明をLEDにするなど、いろいろなことが考えられ、積極的に取り組まれているのだなということを感じました。やはり玉村町全体でCO<sub>2</sub>を減らしていくということも本当にこれから必要になっていきます。町民一人一人の

意識の問題もあって、なかなかその動きも見えにくく、なかなか分かりづらいところでもあるのですけれども、やはり町のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けて、来年度中にでも調査を始めて、区域施策編も早急に策定する必要があると考えていますが、玉村町の町長、石川町長のお考えを伺います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） とにかく2050年にはCO<sub>2</sub>ゼロというカーボンニュートラル、それを目指しているわけで、本当に30年というのはもう間近なのです。そういう意味において、これはもう策定していかなければならないのだと思います。

それで、言い訳するわけではないのだけれども、とにかくいろんな検討が山ほどあって、職員が今手いっぱいだという状況もある。でも、しかし課題は、今回の場合は全課を挙げての対応になりますので、そういった状況をどのようにつくっていくか。早急に対応して、少なくとも玉村町での地球環境保全のための責任は果たしていくという思いで進めていこうと思っています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ぜひ前向きに早めの検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時25分に再開いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時25分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、8番三友美恵子議員の発言を許します。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

◇8番（三友美恵子君） おはようございます。8番三友美恵子でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

令和5年3月をもちまして退職される田村局長、高橋課長、舛田課長、金子課長、中野課長の5名の皆様におかれましては、長い間、玉村町のためにご尽力くださったことに誠に感謝申し上げます。広幹道の桜も満開になっております。4月からは第二の人生のスタートです。楽しく、自分らしく過ごしてください。また、今までの経験を生かし、町のために提言、そしてご尽力をよろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります。1番、住宅政策について。玉村町の人口減対策として始まった文化セ

ンター周辺開発は、平成27年2月に県から事業認可をもらい、その後整備が進められ、令和3年9月に換地処分が完了いたしました。

そこで、この事業終了による成果と総括を問います。

また、以下について今後の人口減少対策としての住宅政策を問います。

1点目、町営住宅について。

長寿命化改修工事の進捗状況は。

現在の利用状況は。

待機者の年齢構成は。

待機者解消に向けた対策は。以上の4点です。

次に、空き家対策について伺います。

現在の空き家の状況は。

空き家バンクの利用状況は。

今後の空き家対策は。以上の3点です。

次に、3点目といたしまして、子育て支援としての住宅政策はどのようになっているか。

4点目、移住定住に向けた住宅政策はどのようになっているか。以上です。

続きまして、子育て支援策の周知についてお伺いいたします。玉村町では、「子育てするなら玉村町」として、長きにわたり、子育て世代を応援してきました。現在でも保育料や給食費、医療費の補助をはじめ、様々な子育て支援策を行っていますが、十分な周知ができていないのではないかと考えております。たくさんの魅力ある施策を行っていても、大きな成果が得られず、もったいないと考えています。玉村町への移住定住を進めるため、今後の子育て家庭への周知、町外への情報発信をどのように行っていくか質問いたします。

以上で1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 三友美恵子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、住宅政策についてお答えします。まず、玉村町の人口減対策として始まった文化センター周辺開発事業終了による成果と総括についてですが、玉村町の人口減少対策として始まった文化センター周辺開発は、土地区画整理事業の手法により事業開始され、令和3年9月に換地処分が公告され、事業終了となりましたが、現在も残りの区画を販売事業者において住宅販売を行っているところでございます。

事業終了による成果と総括ですが、令和5年2月1日現在、総販売区画数の約80%が入居し、事業区域内人口は約600人の方が入居しており、うち町内転居者310名、町外からの転入者が290名と約半数近くの方が町外からの転入者となっています。販売開始は、60%から70%が

町内転居者でしたが、徐々に町外からの転入者が増え、今後も増加が見込まれることから、人口減少対策に寄与するものであり、事業成果はあると考えております。

次に、町営住宅についてお答えします。まず初めに、1点目の長寿命化改修工事の進捗状況についてですが、長寿命化計画に従い、居住性の向上、長寿命化、福祉対応のため、退去後、空室となっている対象住宅について、毎年5戸程度の個別改善工事を行っているところです。また、屋根、外壁塗装につきましても、辰巳団地が完了しましたので、他の団地につきましても順番に行ってまいります。これらにつきましては、おおむね計画どおりに進んでおります。

次に、2点目の現在の利用状況についてですが、現在町営住宅は、入居募集を行っている住宅が8団地、入居募集を停止している住宅が3団地あり、これらの合計で150戸の入居があります。また、入居待機者につきましては12組となっております。

次に、3点目の待機者の年齢構成についてですが、30歳代が1組、40歳代が3組、50歳代が2組、60歳代が3組、70歳代が4組となっております。

次に、4点目の待機者解消に向けた対策についてですが、個別改善が済んでいないため入居できない空室が20戸ありますので、これらの個別改善を長寿命化計画に基づき、順次行い、待機者に案内しております。

次に、空き家対策についてお答えいたします。まず初めに、1点目の現在の空き家状況についてですが、平成30年度に策定した玉村町空家等対策計画におきまして、空き家等の件数は172件となっております。玉村町空家等対策計画につきましては、現在、令和5年度の改定に向け調査を行っているところですが、280戸程度が見込まれております。

次に、2点目の空き家バンクの利用状況についてですが、令和2年度に空き家バンクを介して1件の売買契約が成立しましたが、その後の登録については、年に数件の問合せはあるものの、登録までには至っておりません。

次に、3点目の今後の空き家対策についてですが、令和5年度に予定している空家等対策計画の改定に当たり、空家等対策協議会の中で検討してまいります。

次に、子育て支援としての住宅政策は、についてお答えします。第2期子ども・子育て支援事業計画では、子供を安心して産み育てることができるような公営住宅の環境整備に取り組んでいくとしています。現在のところ具体的な整備は進んでおりませんが、公営住宅の長寿命化や住環境の向上を図りながら、全年齢対応型の公営住宅について必要性を研究してまいります。町営住宅は、子育て世代が優先的に入居できるわけではございませんが、福祉的な観点から収入の少ない子育て世帯の入居希望も受けております。

次に、移住定住に向けた住宅政策は、についてお答えします。現在のところ、移住定住に限定した住宅政策は行っておりませんが、新年度では地域おこし協力隊を活用し、空き家等の利用を含めた移住や定住を促す活動を行っていく予定です。

次に、子育て支援策の周知についてお答えします。保育料及び副食費につきましては、ご存じのとおり無償化の対象を令和3年度より第3子以降から第2子以降に拡充し、子育て世代の経済的な支援を行ってまいりました。周知に当たっては、町ホームページに掲載しているほか、子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックを子ども育成課や保健センターの窓口にて配布しております。また、保育施設を利用している方には、毎年個別に案内をしている状況でございます。

次に、移住定住を進めるための子育て家庭への周知についてお答えいたします。当町の子育て支援情報をはじめとした各種支援制度の情報につきましては、群馬県で運営しているぐんま暮らしポータルサイト「ぐんま日々」で移住希望者向けに紹介しております。今後は、移住に関するイベントや相談会などで、若い世帯または子育て世帯への皆さんに対しては、子育て環境の状況、支援制度についてもPRを強化していきたいと考えております。

また、町外への情報発信としては、年に数回行っている定例記者会見をはじめ、随時マスコミへの情報提供や町ホームページで施策紹介等を行っており、それらに加えて今後は地域おこし協力隊による移住支援等の活動を紹介することで、PRを強化してまいります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 文化センター周辺ですね、今後も入居者は増えると。町外から290名ということで増えてはいるのですが、町の人口の増減を見ますと、増えてはいないのです。減ることが大分だらかになったというような状況で、まだまだ人口が増えるというような状況にはないと思っております。この区画は、あと2年くらいで完売できる予定ということで、今までの一般質問の中でおっしゃっていましたが、これからの住宅ですよ、今これから人口を増やすための住宅政策というのは、玉村町としてはどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

文化センター周辺236区画で、現在8割ということで、おおむね600人であります。残りの区画については、半年ぐらい前ですか、販売事業者と話した結果、そこから2年程度で売り切りたいということですので、令和5年度から令和6年の上半期にかけては完売できるのではないかと。売上げは好調ということになっています。

その他の住宅政策としては、この後にありますように、空き家というものを利用して町に引き込むということも活用の面ではあるのですけれども、それだけでは人口減少は抑えることはできませんので、様々な施策を考えて、各課が連携してそういったものに対応していければと考えています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 政策提言の中に、アパート等賃貸物件、新築を含めれば生活拠点となる住宅は相当数供給されているということで、玉村町はもう供給は大丈夫だというような書き方がなされていますが、民間としての住宅供給、これだけで町はこれに頼ってやっていくのか。町としての住宅政策というものをしっかりと持って、今後どのような、人口増に持っていくための住宅対策とか、そういうことを、町としての対策というのが必要ではないかと、民間に任せただけではなく。先日も、うちの土地にアパートを建てないかと来ました。それは、東毛広域幹線道路に北地区工業団地ができるので、そこに対して人が多分入るだろうと。そのためにアパートを建てないかというような業者さんからの申出がありました。取りあえず断りましたが。もうそうやって民間は何か動き始めている。その7区画が完売したときに、町にどのくらいの、町の雇用が増えるのかということも分かります。町の人が雇用されるのもまたすばらしいことですが、外からまた玉村町に入ってくる人もいるのではないかと。高崎市から仕事に来るのか、そこは分かりませんが、玉村町に土地がないので、では高崎市にうちを造ろうか、そういうことにならないためにも、玉村町がもうちょっとしっかりと住宅政策をする必要があると思うのですが、町長、どういうふうに考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 日本国内が全体として人口が少なくなっていく状況の中でありましてけれども、それで今の住宅政策と同じ、要するに玉村町に人口増までいかななくても、少なくとも今の人口を維持するというのが結構大変な状況ではあるのですけれども、1つには子育て世代をまず応援しながら、そして外から来る人のことを考えると交通ですよ。交通、それから雇用、そしてやはり住みやすいところというのは文化振興だから、県立女子大学を中心とした文化振興といいますか、トータルなところで、ここの町に住んでみたいね、というような環境をつくるのが1つと、では来たいのだけれども、土地がありませんというのでは困るので、その辺どうするかという折り合いのつけ方を見極めていくのが大事なかなと思います。文化センター周辺の団地もさることながら、ではほかのところはどういったところで宅地供給できるか、そういうものを踏まえて対応していかなければならないと思いますので、町の学校ないしは企業に10年以上関わりを持った人たちは、玉村町のところへ土地を取得することができる大規模既存指定集落とか、そういった制度があるのですよという宣伝も重要だと思し、あともっとトータルな形での住宅政策をまちづくりと一緒にやっぱり考えていく必要があるのかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） これからやっぱりまちづくりの、玉村町全体をいい町にしようという町長のことは分かるのですが、やっぱり住んでみたいと思っても土地がなかったり、さっき言った10年

住んでいた人が造れるのはいいのですけれども、来たいといった人に土地がなかったりとか、それではどうしようもないと思うのです。

それから、そういう人たちに住宅が、もっと見える形で供給できるようなシステムとか、土地ありますよ、みたいなのが分かったらいいのですけれども、探すのだとなかなか。住んでいる人も玉村町に土地が見つからないので高崎市へ行きますとか、前橋市へ行きますという人、もう何人も私は知っています。行かないでと言いたいのですけれども、土地がないのだよと。なかなか見つからないのだというような話も聞きます。そういう人たちを引き止める対策というのはないのかなというのも考えております。

あとは、福島団地ですか、福島の団地も大分、昨日ちょっと見てきたのですけれども、あと7軒くらい残っているのかな、住んでいる方が二、三軒ありましたか。あそこも大分更地に近くなってきましたけれども、10年前はあそこにまた次の町営住宅を建てるというような話もありましたけれども、今はそういう話もほぼ断ち切れているような状態ですが、子育て世代の人たちに、子育てしろといっても、結局、住宅がなければ結婚もしないし、30代の人で結婚していない人が3割、その人たちがなぜ結婚しないか、できないのか。供給というか、何というのか、結婚できない理由はちょっとよく分かりませんが、お金の問題もありますよね。私たちの時代は右肩上がりの世の中だったので、結婚してしまえば何とかなるみたいなところで、私たちも結婚してしまいましたけれども、今の人たちは先行きが見えないので、なかなか結婚もできないのです。それだったら、ちゃんと子育てできる環境を町がそろえてあげる。お金を単に5万円くれたからって、子供を育てますかといったら、育てないと思います。1回の5万円もらっても、10万円もらっても、それはそれで終わってしまうのです。子育て環境を本当に住宅から全部そろえてあげたら、子育て、結婚する気になるのではないのかなと。そういう環境でしっかり玉村町は子育てできますよと。結婚することから始めて支援していきますよ、みたいな形があったらいいのではないのかなと。

県営住宅が今余っているのですけれども、入居者がいないのです。余っている住宅を見ると、かなり小さいのです。昔50年も前に建てた県営住宅なんかは2部屋しかなくて、子供を育てるのにはとてもいい環境ではない。玉村町がなぜこんなに、何でこんなにいるのかなと。待ちの人が。町営住宅を待っている人がいるのです。結構、町営住宅は部屋が3LDKと3Kと、あとその八幡団地などはまだ、でも20年もたつのですね。20年もたつけれども、あそこは一番今人気がありますよね。あそこで子供を育てるのならいいかなと思える人が多分いるとは思いますが、なかなか出ていける人はいないので、新しい人は入れない状況なのかもしれませんけれども、環境のいい場所に環境のいい住宅をもし町が供給できれば、子育て世代の人たちが越してきてくれるのではないかな、そんなふう思うのですが、町長は町営住宅を造るという考えはありますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 住みやすさを町が提供して、そこに住んでくださいと。要するに持ち家というのではなくて、町の住宅に住んで、それでそのイメージはずっと住み続けてもらってしまうのか、一定の金額がやっぱり安い中での蓄えで出ていくかという捉え方も、いろんなトータルの捉え方を決めて決めていかなければならないと思うし、若い人が結婚しづらい状況というのを、これがいろんなものが絡み合ってきているので、特に若い人に対する非正規雇用の多さというのが、自分の人生の中での生活設計ができないというのが逆に多いかなという気がしますので、そういう社会的な関係を変えていかなければならないというのも1つあると思うし、それで子育て支援を、例えば給食費の無償化なんかをやっているけれども、これは結構山間部のほうでやってきたことを、今度は都市部でもやり始めてしまっているから、よりもっと強化していかなければならないみたいな、何か競争みたいなことに今なってきてしまって、東京都でも始めますよね、区なんかで。だから、そういったところで、みんな自己財源を使って子育て支援、給食費支援とかやっているわけですけども、今度その次はもうちょっとトータルな形での、この町というのはそういう町なのですよというところをやはり工夫していく時期が、またそう遠くない将来に来るのだと思うので、そのことも見据えて今の住宅のことは考えていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） もう子供は社会で育てなければいけない時代になってきているのかなと思います。若い世代の人たちがこれだけ困窮して、結婚もできない、子供もつくれる、そんな状況ではやっぱり日本は終わってしまうのではないかなと思います。

公営住宅制度の概要、これをちょっと読みましたけれども、結局所得制限があるのですね。だから、ある程度になったら、所得が多くなったら、そこは退去しなければいけないと。そのときに玉村町に住めるような誘導をしていく、そんなことをしていけば人口は増えていくのではないのか。高齢者の方はもう一旦住んだら出ていけないですよ、いきたくても。家賃は安いし。でも、若い人たちは、これから働いて2人で、最初のうちは奥さんがそんなに働けないかもしれない。そうするとお給料もそんなにないから公営住宅に住んで、だんだん子供が大きくなって保育園に預けて、働けるようになったら、そこから脱却して住宅を建てるとか、そういう状況まで持っていけると思うのです。まず最初は、本当に産休を取っても無給ですよ。お給料が全部もらえる産休ならばいいですけども、産休を取って1年とかたてば、給料はなしで子供を育てていかななくてはならないのです。そういうときに入れる住宅、そういうときに困った人たちを助けてあげられる住宅が公営住宅ではないかなと私は思っています。今、玉村町は、もう10年以上、この八幡団地ができたのが20年前ですから、20年は町営住宅造っていないのです。そろそろそういうことも視野に入れて、若い世代を応援するためにも町営住宅を造り、玉村町は子育て支援を一生懸命やっていますよと言えるような町にしていけたらいいのではないかなと思いますので、先ほど考えますと言ってくださったので、そこら辺は終

わりにいたします。

町営住宅を建てるのもいいですし、あと空き家ですよ。さっき言っていた空き家、空き家を何とか、今度地域おこし協力隊の人が来てくださるので、外からの移住者ではなくてもいいと思うのです。若い世代で玉村町に住みたいけれども、住宅がないよという人に空き家を提供してもいいと思うのです。そこら辺のマッチングも一緒にしていってもいいのではないのかなと。移住者だけに限らず。あとそれから、空き家ではなくてもいいと思うのです。独り暮らしの高齢者があまり大きなうちで1人で住んでいても、いろんなことができないし、小さいうちへ住み替えたくても住み替えられない。そういうような人たちとマッチングをすとか、完全に空き家になってしまったうちではなくても、私はもうこんな大きいうちに住んでいられないというような、そういう人がいると私は思っております。そういう人たちと、まだ住んでいるうちだけれども、そういうマッチングというのも、これからは独り暮らしの高齢者がたくさん出てくる中にはいらっしやると思うのです。そういう方たちとのマッチングとか、そういういろんなマッチングをして、廃墟になる前の住宅をしっかりと回していく、そういうことも必要なのではないのかなと思います。どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） そういうことですよ。だけれども、その難しさというのは、そのマッチングの難しさというのは、また多種多様、多様性があるのだけれども、みんな個別性も逆にあるという中でのマッチングの難しさ、それからやっぱり県立女子大学を卒業した学生が玉村町に住み続けてもらえるような雇用環境の充実とか様々なものがあります。今、三友議員からいろいろ指摘していただいたことを、いろんな意味で捉えながら、この地域には不動産の仲介とか、そういったことを業とする団体もありますので、玉村町にある社会資本というか、そういうものをいろいろうまく組み合わせ、情報交換、マッチングができるような状況をつくっていくということが町の役割かなと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 地域おこし協力隊の人をお願いしたいことがあるのですが、職員は役場で仕事していますよね。なかなか地域へ出ていけない。昔の職員の方というのは、地域へ出ていって、お茶を飲んでいたりしていたのでしょけれども、今はそういうことが許されるような世の中ではなくって、なかなか地域の情報というのが入ってこないと思うのです。私はもう独り暮らしで、こんな大きいうちに住むの嫌だよとか、そういうことの情報も入ってこないと思うのです。地域おこし協力隊の人には、地域にいろいろ出ていっていただいて、いろいろなところでお茶を飲んでほしいなど。お茶を飲んで、お茶飲み話の中からもいろんな情報を引き出してほしい。マッチングするためには、まずそういう情報を集めなければならないと思うのです。職員ではなかなかその情報集めというのがで

きないと思うので、地域おこし協力隊の人をお願いしたいことは、町の情報をお茶飲みしながら集めていく。そういうことからまず始めていただければ、いろんな情報が、町の中の情報が入ってくると思います。そういう情報をマッチングに使っていくという、そういう手法を取っていただければ、いろんなことが可能になってくるのではないのかなと。職員のできないこと、職員にはなかなか外へ出ていろんなことができないでしょうから、そのことをやっていただけたらもっといろんなことができるのかなと思っています。そのことについてはそれで終わりにします。

あと、子育て支援の周知についてですけれども、なかなか玉村町、いいことをやっているのです。テレビを見ていると、この町は人がいっぱい移住していますという町の政策を見ていると、ほぼ玉村町と同じような政策なのです。同じ政策をしていて、何でこんなに子育て世代の人が来る町と来ない町とあるのかなと思うと、やっぱり周知だと思うのです。若い人って、やっぱりインターネットとか、そういうのを調べて移住しています。そこら辺の周知の仕方をもっと工夫したら、玉村町にもっと人が集まるのではないのかなと思っています。

子育てのいろんな情報ですね。ホームページを見ていると、ホームページを私は見ている、私が使い方がよく分からないのかもしれないのですけれども、なかなかホームページを、町からの情報なのです。一方的な情報なのです。私たちが探したい情報を探すのにすごく時間がかかるのです。探せないこともあります。この間、何かやっていたらいっぱい出てきて、ああ、いいものが載っていたと思って情報を出したのです。子育て支援とって、子育て支援が無料化になりますとあって、小学校の給食費はあれですとか、耐震補助金が出ますとか、このページが出てきて、このページを後で探そうと思ったら、どこにあるか分からないのです。次に探したら、どこから出したのかわ忘れてしまっていて出てこないのです。だから、もっと住民が分かりやすい形、「子育て支援」と入れたら、子育て支援のことがばっと出てきて、項目だけでもいいのです。項目だけ出てきて、ここを知りたいといったら、そこへ飛べるような形とか、住民からした分かりやすいページの作り方とか、そういうのを工夫していただけたらありがたいかなと。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） ホームページが見つらいというご意見もいただいておりますので、その辺はよく検討したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ホームページも見づらいですし、あとはもっとSNSを使って町の情報を発信したら、子育て支援の情報とか。玉村町ってどんなところといったときに、玉村町のいいところだけばっと出てくるような場所があったらいいかなと。行政情報がばっと出てくるのではなくて、それこそこういう玉村町に来るとこんないいことがあるよ、みたいなことが出てくるようなページがあ

ったら、ああ、この町は税金も安いかなとか、ああ、子育てするのに給食費が安いのだとか、そういうことが一発で出てきて、では高崎市にしようか、玉村町にしようか迷っていたら、では玉村町に行こうかなと思えるようなホームページというか、何かそういうサイトをつくってほしいなど。どうですか。そういう魅力あるページ、若い人は、何か1つのことを、キーワードを入れたときに、ぱっといろいろな情報が出てくるのが、年寄りもそうだと思うのです。これから使えないものを使っていかななくてはいけないのです。だけれども、キーワードが1つでいろんなものが出てくれば分かるのだけれども、あのホームページを見ていて、自分が行きたい場所に行くというのはかなり難しいと思うのですが。

◇議長（石内國雄君） 質問に切り替えていただいていますか。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 質問しています。

◇議長（石内國雄君） いろんなお話をいっぱいされていますが、どなたに何を質問したいのかを。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そのSNSをつくっていただけますかという話です。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 町をPRする手段とすれば、いろいろあるかと思います。ホームページが町の中では一番かなと思います。それ以外に県の移住に関してのホームページであるとか、東京で移住相談をする群馬県のそういったセンターとか、そういったところにも情報は提供しているところではあるのですがけれども、町として何か分かりやすいものとなりますと、ホームページがまず最初に浮かぶのですがけれども、そのほか町とすれば、今、魅力発信機構もありまして、そちらでもホームページで町の魅力の発信もしておりますので、そういったものや、ほかのものを何か考えていければいいかなとは思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 町の魅力発信機構というと、食べ物とか、そういうことが多くて、この町のそういう魅力、無料だとか、そういう魅力って発信していないのですけれども、そこについてはどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） ちょっと魅力発信機構の基本の考え方は、基本は観光的なものであるということがありますので、そちらに関しては食べ物であるとか、お店であるとか、そういったことがメインになってしまうというような状況であります。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ホームページの中に観光というのがあるのですが、観光といえば交流人口ですよね。そのことがメインであって、本当に定住とか移住とか、玉村町に住んでみたい人がちょっと開けて見られるような情報の場所が一つもないと思います。ぜひそういう場所をつくってほしいと思いますけれども、どうでしょう、町長。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 魅力発信という意味で、トータルの意味で魅力発信をどこから、どのポジションから発信するかということが1つは重要だと思います。そういった方向で、地域おこし協力隊が町の外からの目線でこの町を見て、そこからいろんな移住定住、子育て支援とか、空き家のマッチングとか始めていきます。それから、大事なものは、玉村町の子育て世代の当該の人たちが、非常に住み心地いいねという、当該の人たちの発信というか、それがまた大事だと思うので、そういった人たちの声を聞いてみたいですね。現実に子育てしている人たちの生の、まだ足りない、非常にここがいいとか、転入してきた人が、その前のところと比べてどんな感じだったのか、そういったものを聞いた上で発信していくというのも大事かと思うので、今三友議員からいろいろ言われたこと、いろいろ混ぜ合わせながら、子育て世代の応援の町としての発信をしていけたらいいかなと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ぜひ10年前、20年前に戻り、「子育てするなら玉村町」、このキャッチフレーズをぜひ生かしたまちづくりということで、今町長が言いましたけれども、若い世代の人たちの声をもっと聞いて、いい町をつくるためにどうしたらいいか。何で定住してきたのかという、そうですね、そういう話を聞いたような、そういうページがくれたらもっといいかなと、そういう新しい人たちが越してこられるようなページが1つあったらいいかなと、私はそれを思っておりますので、ぜひそこら辺をつくっていただければと思います。

以上で終わりにいたします。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時に再開いたします。

午後0時4分休憩

---

午後2時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従い質問いたします。

最初に、今度退職される5人の課長さん、どうもご苦労さまでした。私が25年前に議員になったときは、皆さんは若々しい青年だったのですけれども、もう60になられるのだなと感慨もひとしおです。退職されましたら、地域のために、玉村町のために引き続き頑張っていたきたいと思います。大変お疲れさまでした。

さて、質問に移らせていただきます。まず最初に、令和5年度施政方針について。施政方針では、今取り組むべき最重要課題は少子化問題であるとし、町民の生活や行政の全てに影響を与える問題であり、コロナ禍の産み控えによるさらなる出生率の低下など、このままでは国や自治体としての根幹を揺るがしかねない事態です。これらの現状に対し、国は異次元の少子化対策を行うと表明し、玉村町においても人口減少対策を大きな柱として位置づけ、あらゆる方策で人口減少に歯止めをかけ、さらに全ての世代の方々が将来にわたって安心して暮らせる社会が構築できるよう、全力で取り組んでまいりますとしています。

そこで、この方針に基づく町としての政策はどのようなものがあるか、まずお伺いいたします。

2番目に、乗合タクシー（たまりん）について。乗合タクシー（たまりん）は、町民の日常生活に必要な交通手段の確保を図ることを目的とし、実施されています。しかし、1便当たり0.6人と利用者数は低迷しています。車がなくても暮らせるまちづくりは急務であります。そのため、議会は町に対し、乗合タクシー（たまりん）について、先進事例を踏まえ、利用者ニーズに適した公共交通の構築に向け、デマンド型乗合タクシーやバス導入の可能性について、早期に本格的な検討を行うことを提言しています。

また、友好交流都市である茨城町のデマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」を視察したところであり、そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

乗合タクシー（たまりん）の利用者数の現状はどうなっているのか。

乗合タクシー（たまりん）の収支状況の現状は。また、国や県からの補助金は有効活用されているのか。

町は、移動に関する検討会議を開催し、課題解決に向けた検討を進めているが、その検討内容、進捗状況はどうなっているのか。

検討に当たり、国土交通省総合政策局交通計画課で発行しているデマンド交通導入ハンドブックを参照してはどうか。

3番目に、「玉村町こども家庭センター」の発足について。国は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども

家庭センターの設置に努めることとしました。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- 1、町が目指す「こども家庭センター」とは。
- 2、町が設置する「こども家庭センター」が果たす役割は。
- 3、設置に向けた町の準備状況はどうか。

以上、お尋ねをいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度施政方針についてお答えいたします。備前島議員の一般質問においてもお答えいたしました。現在の日本は未曾有の少子化に直面しております。2月28日に発表された最新の人口動態統計の速報値では、出生数が前年比5.1%減となり、戦後初めて80万人を割り込みました。これは、国の推計よりも11年早い減少で、世界的に見ても日本の少子高齢化の進行は顕著であり、先例のない事態への対応が求められています。

このような状況に対し、国は異次元の少子化対策を行うと表明しておりますが、玉村町におきましても、人口減少対策を大きな柱の1つとして位置づけ、あらゆる方策で人口減少に歯止めをかけるべく、全力で取り組んでまいります。

新年度予算におきましては、今までの給食費の一部免除や保育所、幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化に加え、小中学校における第2子以降の給食費無償化及び高校生世代の医療費無料化を実施することにより、さらなる子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、国の施策である出産・子育て応援交付金の給付をはじめ、公立保育所における紙おむつ持ち帰り廃止や、こども家庭センターの令和6年度開設に向けた準備等に着手するほか、結婚に伴う新生活に係る費用の一部助成等も引き続き実施し、安心して結婚し、子供を産み育てられる環境整備を進めてまいります。

また、仕事と子育てを両立する上で重要な役割を持つ保育所につきましては、現在、特定施設の空き待ちや第3希望までの施設がかなわない等、希望する保育所に預けられない事例が発生しております。町といたしましては、利用者の希望にできるだけ添えるよう、新たに私立保育所の建設も視野に入れ、受皿の拡充を検討してまいります。

次に、乗合タクシー（たまりん）についてお答えします。まず初めに、1点目の乗合タクシー（たまりん）の利用者数の現状についてですが、平成18年度の年間2万7,791人をピークに利用者は右肩下がりとなり、新型コロナウイルス流行直前の令和元年度には1万3,933人となりました。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、過去最低の6,670人となりましたが、令和4年4月から令和5年1月末までの利用者は7,546人で、前年度より利用者は増加し、回復傾向にあります。

次に、2点目の令和4年度のたまりんの収支状況についてですが、令和4年度の決算が確定していないため、金額については見込額となりますが、町はたまりんの運行委託をしている永井運輸株式会社へ令和3年度の運営費の実績に基づき、運営費補助金として2,847万8,000円、新規車両購入費補助金を532万5,000円支出しております。運営費の内訳といたしましては、運行に係る経常費用が運送費、一般管理費や適正利潤を含め2,971万8,000円だったのに対し、経常収入は運送収入70万9,000円等を含めた124万円でした。経常費用に対する経常収入を計算すると、収支率は4.17%となっております。

町の歳入でございますが、国からの特別交付税が1,476万6,000円措置されております。また、県からの市町村乗合バス補助金については、収支率の要件を満たしている伊勢崎直行便のみが対象となり、補助額は48万1,000円となっております。

特別交付税と県補助金の収入合計は1,524万7,000円で、運営費と車両購入費を合わせた支出の合計が3,385万6,000円となっております。そのため、実質的な町の財政負担は1,860万9,000円となり、事業費の約45%に対して特別交付税と県補助金が補填されております。

次に、3点目の移動に関する検討会議の開催についてですが、関係各課で持っている交通に関する情報共有を行い、課題を整理してまいりました。また、デマンド型乗合タクシーを実施している渋川市、富岡市、茨城県茨城町やタクシーを活用した高齢者の乗合事業を実施している渋川市社会福祉協議会の先進地視察及び路線バス業者2者及びタクシー事業者3者からヒアリングを実施するなど、情報収集に努め、それらの情報を移動に関する検討会議で関係課との情報共有と課題解決に向けた協議を重ね、移動に関する課題解決に向けた基本方針について協議を行いました。基本方針に基づき、令和5年度中に高齢者のみならず、子育て世代や学生からの意見を聞き、住民が公共交通に何を求め、どうしたら公共交通を利用していただけるのかを明確にした上で、バス・タクシー事業者と調整を行い、群馬運輸支局の助言も受けながら、モデル地区を定めた新しい交通手段による実証運行までを行いたいと考えております。その結果を基に、たまりん、路線バス、タクシーの活用方法についての見直し等を行い、令和6年度中に、玉村町全体の新たな公共交通手段を導入したいと考えております。

次に、4点目の国土交通省総合政策局交通計画課が発行しているデマンド交通導入ハンドブックについてですが、公共交通の見直しに当たって参考とさせていただきますが、併せて参考となるような国、県等の情報や先進事例についても引き続き積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、「玉村町こども家庭センター」の発足についてお答えします。まず初めに、1点目の玉村町が目指すこども家庭センターとは、についてお答えします。児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、安心して出産、子育てができるよう、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めることとなりました。

町では、国の示す妊娠期から18歳まで切れ目のない支援を行う機能に加え、発達に関する相談にも応じることのできる発達支援センター機能や通級教室も加えた町独自のこども家庭センターを設置することで、子供に関する相談窓口を一本化することを検討しております。子供の特性に応じて一貫した指導、支援を行うことは、子供の持てる力を最大限に高めることや、子供の心理的安定につながります。そのため、こども家庭センターが調整役となり、家庭、学校、福祉が連携を強化し、一体的に支援できる体制整備を推進していきたいと考えております。

次に、2点目の町が設置するこども家庭センターが果たす役割についてお答えいたします。各課へ分散していた専門職を集約することにより、専門的な相談に応じ、総合的かつ継続的に支援をしていくことが可能となります。また、相談窓口が一本化されることで、支援を必要としている妊産婦、子育て家庭にとっては認知しやすくなり、身近な相談機関として定着させていきたいと考えております。子供の発達や子育てに係わる相談についてワンストップで受け止め、適切な関係機関につなげつつ、支援を行うために体制の構築に取り組んでまいります。

次に、3点目の設置に向けた町の準備状況についてお答えします。令和4年3月に健康福祉課、子ども育成課、学校教育課の課長及び担当職員において、こども家庭センター設置に向けた勉強会を開始し、センターの開設場所、専門職を含めた必要な人員配置、関連システム等について検討を行い、これまで町長、副町長、教育長の三役や総務課長、行政係長、財政係長への説明も含めた検討会議を9回実施してまいりました。検討会議のほかに、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターを一体的に運用しており、子育てに関する各種相談に対応するための児童相談管理システムを導入済みのみなかみ町や、福祉と教育が一体となり先進的な取組を行っている東京都日野市が運営している発達・教育支援センター「エール」の視察に加え、町住民基本台帳システムと連携可能な児童相談管理システムの開発事業者によるデモンストレーションなどを見てまいりました。

令和5年度に入っても、検討会議のメンバーを中心に、令和6年4月開設に向けた準備を続けてまいります。具体的には、設置場所の決定や支援に必要な環境整備、発足に必要な専門職を含めた職員の任用などです。よりよいセンターとして発足できるよう、議員各位におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 続いて、自席から質問をさせていただきます。

先日、しばらく前ですか、講演会がありましたときに、人口減少がこのままいくと、どんどん、どんどん下がって、一定の線を越えると回復不能になると、こういうことが懸念されて、まさに全国的な課題なのですけれども、その辺のことを考えて、国は異次元の対策を取るということで、子育てに関する様々な施策、そういうのを取るわけですけれども、改めて町長、その辺の異次元の対策に即応する政策をどんなふう考えているのか、まず最初にその考え方をお尋ねします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 少子化が問題とされていたのは、国レベルではもう20年以上前から少子化は問題だというようになっていました。しかし、この間、特にコロナ禍で、特に今年の発表を見ると、もう80万人にも満たない出生数になってしまったと。これでは、これまで築いてきた日本社会が非常に収縮していく過程に入ってしまうという中での危機感が出ているのだと思います。異次元の子育て支援という言葉からして、本当に危機的な状況として国全体がこの問題を捉えてきているのではないかなと思います。そして、玉村町でも、子育てするなら玉村町ということで、児童館などのように子育て支援対策は進んできたわけですが、しかし玉村町自身でも人口減少、少子高齢化が進んできていますので、やはり「暮らすなら、ここがいい。」という究極なまちづくりの指針を具体化するためには、やはり子育てする世代に町に移り住んでもらって、またその子育て世代を応援することによって、生き生きとした地域づくりをつくっていくことが、やはり喫緊の課題ではないのかということいろいろと対応をしています。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 施政方針の中で、コロナ禍の産み控えによるさらなる出生率の低下という文言があるのですが、コロナ禍における出生率の低下というのは、玉村町ではどんな子供の生まれる状況になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 具体的な数字はともかく、マインドとしてです。とにかく全ての社会経済活動が停滞させられたというか、このコロナ禍で。結婚を予定していた人の、それができなくなったり、それからマスクでの出会いですから、なかなか進まないですよ。それで、いろんな状況が重なって、雇用も、仕事を失う若い人たちも出てきた。そういう中において、やはり人との結びつき、結婚も踏まえて非常に停滞してきたというのが1つの大きな流れとしてあると思います。数字では私は把握していませんけれども、大体推測はつくのではないかと思います。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 重田勢津子君発言〕

◇住民課長（重田勢津子君） 出生数についてお答えしますと、令和4年1月から12月の1年間で出生届が出ましたのが224人です。その前の1年間で244人、その前の1年間で、令和2年の1月から12月ですが、267人と、20人ずつくらい減っているような状況です。これに対して死亡届については増えていて、令和4年1月から12月が386人、その前が334人、その前の年が302人というふうに出生届は減っているのですが、死亡届は毎年、毎年増えているよ

うな状況です。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 町では様々な対策を取っており、施政方針の中でも重点目標「子どもを育て未来をつくる」という政策を施政方針で発表していますけれども、様々な取組をやっています。この動きを継続していただきたいと思います。

次に、たまりんなのですけれども、現在、本町では公共交通機関として乗合タクシー（たまりん）、路線バス、タクシーが運行されているが、各課が大きな課題を抱えている。地域の実情を合わせて利便性を高め、何よりも利用者の増加を図ることが喫緊の課題である。特に乗合タクシー（たまりん）については、利用者の減少に歯止めがかからず、コロナ禍といえども令和3年度の実績で、1便当たり平均乗車数が0.6人という状況では、その目的が十分達成され、必要な成果が得られているとは言い難く、費用対効果の点からも見直しが必要でと。県内の自治体においても、デマンド型乗合タクシーやバスの導入が進められている現状を踏まえると、本町においても利用者の希望にかなった公共交通手段の在り方について、抜本的な見直しや改善を期待されると。以上のことから、全国で実施されている先進例を踏まえ、乗合タクシーの利用ニーズに適した公共交通構築に向け、デマンド型乗合タクシーやバス導入の可能性について、早期に検討を行うことと民生文教常任委員会で提言しているわけですが、そこで先日、乗合タクシーのたまりんの乗車数が少ない理由というのを課長が答弁されましたけれども、改めてお伺いいたします。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

たまりんについては、先ほどの町長の答弁にありましてとおり、平成18年度の年間2万7,791人というのがピークで、その後、右肩下がりに転じまして、コロナ禍の影響もありまして、昨年、令和3年度は6,670人まで落ち込んでおります。こちらの理由なのですけれども、もろもろあると思いますが、まず1点、たまりんの利用者の主な方々、ほとんど現状、高齢者の方だと思いますが、平成18年度近辺の高齢者の方というのが免許をあまりお持ちでなかったであろうと考えております。一方、現在のたまりんの利用者の主な方々である高齢者の方、ほとんど免許を持って車の運転ができる方、そうなりますと、やはりどうしてもドア・ツー・ドア、自分の希望する時間に行きたいところに自由に行けるということの中では、自家用車の利用がまだまだ、自家用車をまだまだ利用したい、そういったことがあって公共交通全般になかなか乗っていただけていないのかなというのが一番大きな要因なのかなと思います。以前は、平成18年度は特に運行方法とか、停留所の関係とか、今とさほど変わらない、もしくは以前のほうが利便性はどちらかといえば低かった。それでもそれだけ乗っていただけていたということを考えますと、やはり皆さん車からシフトがまだちょっとできて

いないのかなというふうに思います。

そこが大きな要因なのかなと思いますけれども、併せて、いずれにしても公共交通全般を考えますと、やはり多少の待ち時間があったりとか、停留所まで歩かなくてはいけないとかという、そういうことで、やはり料金が安い代わりに不便な面があると思いますので、そういったことをなるべく住民ニーズに近づけていきながら、もっと親しみやすい公共交通をつくって乗車率も上げていきたいなと思います。それは、たまりんに限らず、今現在の定時定路線をそのまま継続するのか、または議員からご提案もいただいておりますデマンドにするのか、あとはまるきりその2つとは違う、茨城町はタクシーの借り上げをして利便性を高めているということも聞いてきましたので、そういったもろもろの方法があると思います。そういったものと既存の路線バスまたはタクシー、そういったものを組み合わせながら、少しでも利便性の高い、利用しやすいものを構築していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 民生文教常任委員会の報告の中に、平均乗車数が0.6人という文言があるのですけれども、これはどういう計算で0.6人になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そちらにつきましては、全てのたまりんの便数、今現在、高崎、伊勢崎直行便と町内便があるわけですが、そちらが1日当たり何便、そちらを数えまして、それに対して1日の乗車人数が何人いるかということです。なので、0.6人というのは、1便当たり1人乗っていないと。ほとんど空荷で運行しているという形になります。ただ、これはたまりんに限らず、定時定路線のコミュニティバスを運行しているところの人数とかを見ますと、ほとんどのところはそんな形の数字に、特にコロナ禍で、お出かけする方が減っている中では、この辺りの数字にやはり落ち込んでいるところがほとんどではないかというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そうしますと、1便当たり1人を割っているということは、人が乗っていないか1人乗っているかということで、よく「からりん」と言われていますけれども、そういう状況になっていると。この原因は、定時定路線だからなのですか、路線が決まっています、バス停に行くわけですが、その辺がやはり町民のニーズに合っていないのではないかと。これは国交省が出しているデマンドバスの導入のハンドブックなのですが、これ課長、御覧になられましたか。それで、2ページ目、交通手段の選択、デマンド交通導入の可否の検討というページがあるのですが、まとまった需要がある場合は定時路線のバスが適すると。需要が分散している場合はデマン

ド交通が適すると、こういうふうに2つに分かれているのです。例えば山があって谷に、川に向かって集落があるというところは、1本走れば大体の用は足りるわけですが、玉村町のように利根川があって、川の向こうとかと、真ん丸で、行きたい場所があるというのは、定時路線というのは非常に扱いにくいという指摘があるのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そちらの国交省の出しているデマンド交通導入ハンドブックのほうもいろいろ見させていただいておりますけれども、確かに玉村町の置かれている現状を考えますと、なかなか定時定路線で運行しても利用は伸びてはこないのかなというのは印象としてはあります。ただ、住民の方のニーズを100%満足させるということになると、いろいろアンケートとか調査を見るところによりますが、もちろんご自分の自宅の玄関先から行きたいところ、本当に直近のところまで行けて、帰りも自分の好きな時間にその場所から自宅の玄関先まで行けるということが、これが住民の方の理想だと思います。そうすると、究極を言いますとタクシーを利用してくださいというお話になるのですけれども、タクシー事業者ももちろん保護していかなくてはいけないと思います。今後の高齢化社会においては、そういったドア・ツー・ドアがどうしても必要な方も出てきますので、そうするとタクシーは必須なものと考えます。タクシー事業者とまるで同じようなデマンドの方法だと、タクシー事業者の理解のほうはなかなか得られないのかなと思いますので、その辺りは今後こちらの国交省のものを利用しながら、タクシー事業者とよく協議をしまして、両方の、タクシー事業者も、新しく導入する交通手段に関しても、両方がいい形で運行できるように、その方法についてこれから力を合わせて研究、検討していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この前、茨城町に視察に行ったわけですが、執行の方も一緒に同行されて、それでいろいろ勉強してきたのですけれども、その茨城町の印象というのはどうだったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 茨城町さん、玉村町とちょうど似ている、鉄道の駅がなくて、周辺に大きい市があって、そちらのほうに大半の方が勤めていたりとか、学校へ通われているということで、かなり状況が似ているのかなと思いました。ですので、大変参考になりました。茨城町さんのタクシーを時間で借り上げて運行するという。ちょっと金額的にびっくりするぐらいお安かったので、さらに茨城町さんのほうにも、どういった手法でやられているのか、またタクシー事業者のほうは2者あって、1者が当初そちらの運行に協力できないということで1者のみで今運行しているということ

でしたが、1者であればそちらの協力も得やすいのでしょうけれども、玉村町の場合には3者が乗り入れをしてくれていますので、そちらの3者が平均的に潤う形でないとなかなか理解が得られない場合がありますので、その辺りはタクシー事業者と今後も膝を突き合わせ、いろいろなお話をして、3者が納得して協力していただける形のものをまずは研究していかなくてはいけないと考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 茨城町と玉村町の決定的な違いは、玉村町は定時定路線ですけれども、茨城町はデマンド方式で、ただデマンド方式は交通弱者である65歳以上の人、免許を返納した人、それから障害者、子供を対象として、登録をした人が電話か何かで予約してドア・ツー・ドアで運ぶということなのですけれども、玉村町の場合は、そうではなくて、自由に誰でも乗れるわけですから、この辺が決定的に違うのですけれども、その辺はどんな感じを持たれましたでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 玉村町の場合には、定時定路線で今現在、先ほど議員からご指摘いただいたように、1便当たり0.6人しか乗っていないという状況にあります。茨城町さんは、デマンドということで、動いているときは予約があるときなので、誰も乗っていないということはないわけですので、そういった面でいけばデマンド交通というのは、必ず人を乗せて運行している、お客さんがいるという状況になります。ただ、やはり高齢者の方ですと、予約の面で、できない、そういうのは面倒くさいということが多々あるようです。いろいろなところの事例とかを見ますと、やはりアンケートなんかを見ますと、予約のやり方が分からないとか、そういうことがあるようです。

ただ一方、今、富岡市のほうでやっているデマンド交通は、ラインであるとかアプリであるとか、そういったもので予約が大変伸びているということで、それはデマンドの予約システムを開発してくれた会社のほうが、スマホの教室とかもやって、高齢者の方がスマホでデマンド交通を予約できるような、そういったことも積極的にやられているということなので、そういった事例も参考にしながら、定時定路線、確かにもうこれを継続していても乗客の方は増えてはいかないだろうと思いますので、そういった予約をしての運行に切り替えていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 確かに高齢者ですから、予約をするのに抵抗があるということで、この雑誌にも書かれているのですけれども、IT活用型と非IT型、要するにパソコンを使って、スマホを使って予約するのと、電話で予約するのと2通りあって、タクシーのほうもすぐデータが出て、どこの誰さんというと、そのところの地図までぱっと出て、すぐ飛んでいけるというような形式になっているのですけれども、それには導入費用がかかるということで、あれなのですけれども、いずれに

しても1便当たり0.6人という現状で、これを放置しておくというのは、財政的というか、そういうことも含めて町民ニーズに答え切れていないということなので、その辺は今後の検討ですけれども、定時定路線型をある程度変更せざるを得ないというふうに考えているわけでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今この場で、もう定時定路線をやめるというところまでは現状お答えはできないと思いますけれども、何らかの形で縮小するなりして、デマンド的、デマンドと一言で言ってしまうえないこともあると思います。いろいろな方法があると思いますので、そういったものを取り入れながら、今現在の定時定路線、ただあとは0.6人いらっしゃるということは、利用者がいるということでもあるので、そういった方をどういうふうに手当てをしていくのか、そういったことも検討、研究課題の中にもありますので、ただ、いずれにしても利用者は少ないので、そういった方は特定しやすいですから、そういった方のお話も聞きながら、例えばこれがなくなったらどうしたら、どういう方向が望ましいですかというのは、その人に直接聞くこともできると思いますので、そういったことで今現在の利用者の方を取り残すことなく、新たな方法を研究してまいりたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） たまりんについては、しっかりいろいろ研究をして、最適なものにしていただくようお願いしたいと思います。

続いて、こども家庭センターなのですけれども、これも今の国の流れなのですが、連携というのがまず取れるのでしょうか。保健センター、子ども育成課、学校教育課で仕事もいろいろあるし、この辺の研究というのは今進まれているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 研究が始まっているかというお尋ねでよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、町長の答弁にもありましたように、昨年3月から勉強会を開きまして、健康福祉課、学校教育課、そしてうちの子ども育成課と3課で9回にわたりまして検討を重ねております。また、その途中経過も町長をはじめ、例えば人事の部分もありますので、総務課にも報告をしながら進めております。このこども家庭センターは、今ある子育て世代包括支援センター、それからうちのほうのこども家庭総合支援拠点、こちらのほうの機能を合体させる、連携させるということが主な変更点であるのですけれども、そちらにつきましては今も実はそんなに連携は悪くなくて、非常に職員も保健センターにいた職員がうちの子ども育成課のほうにおりますので、全く問題はないので、国はそこがすごく問題に、連携の難しさを挙げているのですが、当町に限ってはそういうことはない

のですけれども、ただ町が考える切れ目のない支援をしていく考えの下に、今の体制をもっとやはり変えていく必要があるということが勉強会の中での結論でありまして、いい形で進化を遂げていきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） こども家庭センターは、各課の連絡が必要だということで、場所はあれですか、要するに各課がばらばらにいたところで、連携がうまく取れるのですか。それとも1か所に集まる場所をつくるという、そういう流れになるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 本来ですと、いろいろな専門職の職員が1か所に集まって事務を執ったり、相談に乗ったりとか、そういったことができるのがやはり理想的であります。そういった場所が玉村町にないかどうか、勉強会の中でも検討を重ねてきまして、一番の課題になっておりました。当初は通級教室、役場の西側にあります、こちらの幼稚部の、あの建物を使えないかというふうな検討もしておったのですけれども、現在ももうそこがかなり手いっぱいであるということで、新たにこども家庭センターの機能をそこの中で持たせるのは難しいのではないかというふうなことになりました。現在は、3階の子ども育成課と、それからあと総務課の財政係や契約管財係がいる場所がございます。そこをお互いちょっと移動しまして、何とかスペースを生んで、そこに職員を何名か配置をするというようなことも考えております。当初予算で提案させていただきましたのは、その辺の机や椅子の購入費用などが含まれております。

ただ、そこが決して一番いいかという、そうではありませんので、現在はまた通級教室を使わせてもらえないだろうかとか、そういったこともまたちょっと検討しておりまして、ちょっと議論が行ったり来たりしているところもあります。結論がまだ出ていないという段階であるのですけれども、できるだけ職員を1か所に集めるようなことを考えておりますし、まだ保健センターはそのままあるのですけれども、保健センターとの連携というのですか、こちらもすごく大切になりますので、保健センターとも離れたくないという、そういうところもありますので、連携がしっかりできますように、そういったシステムの導入も考えておりまして、離れていたとしても子供さんの情報が共有できるような、そういった機器の導入も視野に入れております。そういったことを通しまして連携を図ってきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そうすれば、そういうことで令和6年の設置に向けてしっかり準備をして進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時5分に再開いたします。

午後2時50分休憩

---

午後3時5分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、5番小林一幸議員の発言を許します。

〔5番 小林一幸君登壇〕

◇5番（小林一幸君） 議席番号5番小林一幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

毎回3月になると言っていることですがけれども、12年前の3月11日、東日本大震災が14時46分に発生をしているということでございます。12年前になりますけれども、まだ12年たっても、まだ私の仲間は現地で支援活動をしているということで、先日ちょっと連絡を取りまして、お話を伺いました。ハード面は進んではいるけれども、まだソフト面、いろいろな形で被災者の方の心情とか、そういったものというのはまだまだ時間がかかるというところで、そういったところの支援を引き続きやっていくというところで話を伺いました。

そして、コロナも大分落ち着いてきまして、5月には解除というような、マスクを取っていいというような形になっているかと思っておりますけれども、それでもまだ医療従事者、福祉従事者の皆様がまだいろいろなところで戦っているというふうには伺っております。本当にその現場で働いている方に対する敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問、通告書に従いさせていただきます。まず1番目です。令和5年度施政方針について。町長が施政方針で述べられた第6次総合計画の重点目標1、「「わざわい」から生命と財産をまもる」の中で、地域防災計画を改訂することのことだが、どのような見直しを行い、どのような工程で行うのか。

また、防災の有識者とアドバイザー契約を締結することのことだが、有識者の人選はどのように行い、契約内容はどのようなものかお伺いいたします。

2番目です。同性パートナーシップ条例の制定について。性的少数者LGBTQ+の人権については、現在様々なメディアで取り上げられ、人権擁護に対してしっかりと向き合っていく状況になってきていると考えます。以前より一般質問をさせていただいています。たしかこの質問をさせていただいたのが1年前になるかと思っておりますけれども、玉村町におきましては、条例を含めた施策が進んでいないのが現状です。方向性を含めて町の考え方及び条例の制定などについて、次のとおりお伺いをい

たします。

①番です。町では、役場庁舎、文化センターなどでパネル展示等を行い、私も見せていただきましたけれども、LGBTQ+への理解促進を図ってきましたが、その後の条例制定や町民に対してのアクションというのがないのが現状です。群馬県の「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」では、12組の登録があり、県内5市町においても独自の制度に取り組んでいるのが現状です。全国的にもこのような制度が広がっている状況の中、玉村町としてどのように考え、どのように取り組んでいくのか。

②番です。パネル展示を行って、町民からの反応、フィードバックは何かあったかご質問いたします。

③番です。玉村町において、同性パートナーシップ条例ができない理由は何かあるのか。これについてお伺いいたします。

次、3番です。ヤングケアラー及びケアリーバーに対するサポート体制について。先日、群馬県のこと新聞に掲載していましたけれども、ヤングケアラー及びケアリーバーに対するサポートを強化するために、コーディネーターを配置するなど、医療・福祉体制の充実に向けた準備を進めており、若い世代が希望を持てる社会を目指すという形になっております。玉村町として、現状把握を行いながら、どのようなサポート体制を整備しているのか、次のお伺いいたします。

①番です。町では、実態把握から支援までの取組について、どのように行っているのかお伺いいたします。

②番です。学校教育課、子ども育成課、健康福祉課での連携状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

③番です。町として、県のほうではセンターをつくる、委託するというふうな形になっていますけれども、町としてサポートセンターの設置、コーディネーターの配置など、新たな取組を考えているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えします。まず、地域防災計画の改訂内容についてですが、月田議員からのご質問でも答弁したとおり、前回、町の地域防災計画を改訂した平成30年以降の国、県の計画の修正を踏まえた上で、玉村町の地勢等に合った改訂を行い、確実な災害対応を行うための実効性のある計画になるよう改訂を行いたいと考えております。改訂の中で水防計画に修正の必要が生じた場合には、地域防災計画の改訂後に水防計画の修正も検討してまいります。改訂に当たっては、玉村町防災会議において関係者の意見を聞くとともに、パブリックコメントを通じて、広く町民からも意見を聞き、改訂してまいりたいと考えております。

また、防災の有識者とのアドバイザー契約については、群馬大学との間で契約を締結し、主に群馬大学大学院理工学府の金井昌信教授からアドバイスをいただきたいと考えております。金井教授は、群馬県が作成した「群馬県避難ビジョン」のアドバイザーに就任されているほか、本町においても、これまでに防災に関する講演会や避難所体験教室などの各事業で専門的な知見を生かしてご指導をいただいた実績から、適任であると考えております。契約の内容といたしましては、町が作成するマニュアルや訓練などに対する助言、町民向け防災講話などによる意識啓発など、防災施策全般に関してアドバイスをいただく予定であります。

次に、同性パートナーシップ条例の制定についてお答えいたします。まず初めに、1点目の条例の制定及び町民に対してのアクションがないとのご指摘に対しての町の考え方と今後の取組についてお答えいたします。条例の制定につきましては、群馬県内では、同性パートナーシップ宣言制度を要綱として定めている自治体はあるものの、同性パートナーシップに特化した条例を制定している自治体はありません。全国では、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会を推進し、多様な生き方を認め合う社会を実現していくことを目的とした条例を定めている自治体がございます。当町といたしましても、町民への理解増進や性的マイノリティーの方への支援を積極的に行うための制度について、他市町村の事例を参考に、制度化に向けて前向きに検討してまいります。

今後の取組としましては、昨年から改訂を進めております人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画の中で、性的マイノリティーの方の人権を重要課題として取り上げましたので、次年度から庁舎内の人権担当者で構成する庁内人権対策連絡会議の中で、制度化に向けての取組について具体的に検討してまいります。

次に、2点目の、昨年の12月に役場庁舎ロビーで実施したLGBTQパネル展示では、LGBT支援団体の「ハレルワ」さんにご協力いただいて、相談支援の情報や性的マイノリティーの方の生の声などの情報パネルを展示し、町民への啓発を行いました。また、町ホームページにも紹介いたしました。町民からの直接の意見などはありませんでしたが、会場に設置した大分県が作成した啓発漫画「りんごの色」の冊子8冊ははけており、来庁された町民で関心がある方が一定数いることを把握いたしました。

次に、3点目の同性パートナーシップ条例ができない理由についてお答えします。現在、LGBTをめぐる現状では、国レベルでは、LGBTに関し、国民の理解増進に関する法案について法制化に向けて協議が進められているところであり、いまだ国民的な議論が足りないと考えられています。全国や群馬県内の自治体においては、パートナーシップ宣言制度を条例ではなく、要綱として定め、支援する動きが主流となっており、群馬県ではパートナーシップ宣誓制度を導入している茨城県や栃木県、県内の自治体などと宣誓事務について協定を結び、連携を図っているところです。このような状況から、パートナーシップ宣誓制度については、現状要綱による制度化を検討し、今後の国や群馬県の動向を注視しつつ、生きづらさを感じている当事者にとって、暮らしやすい町となるよう取り組ん

でいきたいと考えております。

次に、ヤングケアラー及びケアリーバーに対するサポート体制についてお答えします。なお、ヤングケアラーについては、教育長よりお答えさせていただきます。

まず初めに、ケアリーバーに関してお答えします。ケアリーバーとは、様々な理由により児童養護施設や里親家庭等で育ち、原則18歳を迎え、社会的保護から離れる若者たちを指します。自立後は頼れる場所が少なく孤立するケースもあり、近年問題視されております。

まず初めに、1点目の実態把握から支援までの取組についてどのように行っているかについてですが、現在、玉村町においてケアリーバーに関する取組は実施しておりません。中央児童相談所をはじめとする関係機関との間で支援を必要とする児童について情報共有しておりますが、施設退所や里親家庭を離れた時点で支援対象ではなくなってしまうため、その後の情報に関しては把握することができないというのが現状です。

次に、2点目の学校教育課、子ども育成課、健康福祉課での連携状況はどのようになっているかについてですが、ヤングケアラーやケアリーバーに限らず、各種相談を受ける際、相談内容に応じて、その方に必要な支援や窓口をご案内しています。

次に、3点目のサポートセンターの設置やコーディネーターの配置など、新たな取組を考えているかについてですが、町独自では設置等は検討しておりません。今後、群馬県において各種取組が予定されていると聞いておりますので、中央児童相談所をはじめとした関係機関や庁内担当者間の連携を密にし、支援を必要としている方に必要な支援が適切に行われるよう取り組んでまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 小林議員のヤングケアラーの実態把握から支援までの取組及び町内の連携状況についてのご質問に教育委員会学校教育の立場からお答えいたします。

各学校においては、教員によるヤングケアラーの視点を踏まえた子供たちの観察や把握、学校の相談体制の構築、相談窓口の周知を行っているところです。さらに、各学校で毎月実施している悩み相談アンケートや関係機関等からの情報により、ヤングケアラーの早期発見に努めています。その中で、ヤングケアラーと想定される子供の情報があつた場合は、学校教育課、子ども育成課、健康福祉課でヤングケアラー支援会議をはじめ、速やかに個別のケース会議を実施し、該当する子供の状況について共通理解を図り、具体的な支援内容を検討しています。一人一人の具体的な支援については、教育、医療、介護、福祉等の機関や専門員等と連携できる体制を整え、子供や家庭の状況に応じて迅速かつ適切な支援につなげています。

実際に、ヤングケアラーになり得る状況にあつた子供を教員が日常的な観察から発見し、その情報を基に、学校教育課、子ども育成課、健康福祉課と連携して家庭の支援につなげることで、本人の状況が早期に改善されたというケースも報告されています。児童、生徒を取り巻く環境が複雑化する中、

教育と福祉の連携の重要性はますます高まっていると考えます。

玉村町では、今年度よりスクールソーシャルワーカーを配置しています。学校の中で、福祉的な視点から助言をしたり、関係機関と連携するためのコーディネーターとしての役割も果たしたりするなど、様々な形で活用を図っているところです。ヤングケアラーの実態把握や町の保健師、社会福祉士等との連携など、早期支援に向けてより一層活用の推進を図っていきたいと考えております。今後も、ヤングケアラーの早期発見、把握とともに、該当する子供たちの気持ちや家庭の実情を十分に踏まえ、関係課で密に連携し、丁寧に対応してまいります。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 第2質問より自席から行わせていただきます。

まず、1の令和5年の施政方針について、地域防災計画のことを細かくご説明をいただきました。その中で、昨日も月田議員からもご質問があったようですけれども、スケジュールですね。例えば来年度の予算に組まれて、そこから今度、ではいつまでにとというような形の流れ、ある程度の部分での目標提示というか、このくらいまでにとというような提示があるのかなというふうに聞いていたのですけれども、残念なことにいつもと同じ回答で、なるべく早い段階でとか、早い時期でという形で終わってしまったのはとても残念なのですが、もう一度聞くのですが、やっぱりスケジュールというのは組めないのでしょうか。予算を組んで、そうすれば予算を、ではまたそこからどういう形で進めていくかというのは、ある程度の部分での、おおよそでもいいので、やはり先を見据えてやっていくということが大切だと思うのですけれども、その辺のスケジュールというのは組めないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちらに関しまして、希望はなるべく早く、それこそ台風期までとか、そういったことで業者のほうには提示はしようとは思っておりますが、何分にもまだ予算も決まっていない。また、業者も選定が済んでいないという状況の中で、いつまでというのが、現状ではちょっとお答えしづらいというようなことをご理解をいただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） では、予算が通ったらというか、予算が通らなくても、ある程度の部分で、やっぱりここまでというのはあるのではないのかな。確かに昨日もお話がありましたけれども、内容的にはすごく多い内容、やっぱり国の方針、県の方針によって内容というのがいろいろやっぱり変わってくる。だからこそ修正点、改訂点というのが多くて、修正がなかなか時間がかかるというのは十二分に分かるのですけれども、だったらどうしてもっと早くやらなかったのかなというのが私とし

ては現状にあります。前もご質問したときに、少しずつ変えていけばいいのではないですかというお話もさせてはもらったのですけれども、一気に変えるとなれば、それなりにやっぱり時間はかかる、そういうような状況だと思うのですけれども。

あとまた、先ほどありました業者選定をこれからする。いわゆるコンサルですか、その辺の業者の選定をしていくというところですが、その業者選定に当たって、何を基準に選定内容というか、選定基準、その業者にするといったときに、どのような基準で選んでいくかというような内容は決まっていますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

そちらの基準については、県内もしくは近隣で同様な改訂作業等を行った業者、また今ですとホームページでいろいろな市町村の地域防災計画を見ることができますので、そういった中で特徴のあるというのですか、こちらの市町村のものは玉村町に合っているのではないかというような、そういったこともありますので、特に玉村町の場合には、洪水のほうが懸念されますので、逆に山のほうで土砂災害をメインにつくっているようなところはまたちょっと系統が変わってくると思いますので、そういった地勢的なことも勘案して、業者のほうは選定したいとは思っております。

また、そちらは入札の段階で、一般競争入札となりますと、業者のほうはこちらのほうで選定することはできないのですけれども、なるべく指名のような形でやれたらいいのではないかなというふうには思っています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今課長からもお話がありましたように、やはり玉村町というのは独特なところで、ほかのところと違うのは、やっぱり河川があるというところ。いわゆる、先ほど答弁の中でもお話がありましたけれども、地域防災計画の中、それで私もいつも言っている地域防災計画、そして水防計画というのも一緒にというのがあったと思うのです。ただ、今回のご答弁では、水防計画の修正が必要な場合は、地域防災計画の改訂後にまたその辺は考えていくというようなお話だったかと思いますが、私なんかは、逆に言えばこれをやっぱり同時にいろいろな形で考えていくというほうがいいのではないのかなと。結局また、もっと言いますと、地域防災計画がいつ立ち上がるか分からない中で、またその後の水防計画というと何年たつかまた分からないというような現状もあるので、その辺というのは、やっぱり両方改訂ということではなくて、あくまでも先に地域防災計画をやって、その後に改訂すると。多分、改訂は絶対必要にはなると思うのですけれども、そのようなスケジュールを組んでいるということによろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 地域防災計画は、水防計画の上位計画でもありますので、地域防災計画の改訂した箇所、水防計画に影響がある部分については当然反映させていかなくてはならないものでありますので、そうしますと順番としては、地域防災計画があつて、その後という形にはなるのですけれども、それが小林議員のおっしゃられる、数年かかるということではなくて、早急にそちらの改訂内容は水防計画のほうにも反映させていくようにしたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） いつも考えていたり、希望するのはとってもありがたいのですけれども、ある程度の部分でやっぱり、防災計画の時点で水防計画のスケジュールも一緒に立てていくというような形にしていれば本当にありがたいなというふうに思います。そうしないと、またいつ、いつも言いますが、自然災害というのはいつ起きるか分からない。起きた中で、ではどうするかといったときに、見直しがまだできていませんでしたというような形になったときに、動けないというような状況になるとやはり困りますので、その辺はちょっと考えていただければなというふうに思います。

地域防災計画の関係で、いつもこの中で実効性のある計画というところで、その計画の内容についても町議会と町民の方のパブリックコメントをしっかりと聞くというような形にはなっているのですけれども、昨日の答弁の中で、計画は直接住民が見るものではないので、あくまでもこちら側のものだというようなお話がちょっとあつたのですけれども、それだったらパブコメをしなくてもいいのではないのかなとも思いました。しっかりパブコメをするのなら、住民もしっかりとこの地域防災計画に関わっていただくと。そのためにはパブコメもしたり、いろんな形の、そこの計画の策定の段階で、例えば防災士さんに入ってもらつとか、そういうような形というのは考えているのかお聞かせください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 昨日の答弁でお答えしたとおり、こちらの地域防災計画というのは、直接、住民生活に影響が大きいものではない計画ではあるのですけれども、ただ町の最上位の防災の計画ということがありますので、そこに関してはパブリックコメントを実施したいと考えております。なおかつ防災士さんのご意見、またいろいろ関係者の意見を聞くという場に関しましては、もちろん防災士、町内にたくさん今いらっしゃいますので、今回の総合防災マップに関しましても、防災士の皆さんにはご意見のほうを聞いておりますし、今度の地域防災計画に関しましても、防災士の皆さんの意見とか、あとは最終的には地域防災計画というのは、町の防災会議が策定するものでありますので、その防災会議の中には区長の代表の方とか、あとは防災士の代表の方、そういった方も入ってい

ただいて、ご意見を聞いた上で策定になるという形になりますので、そのような方法、手順を取って策定をしまいたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今言いましたように防災士さんとか、あと玉村町に防災を考える会というのがありまして、今その会の活動として、様々な地域に行ったりして、防災講話なりというのをさせていただいている現状でございます。実際にそういった方々が今本当に勉強しながら、また以前の台風19号の状況を踏まえて、いろいろな形で研修なりというのをさせていただいているということで本当に感謝しかないのですけれども、そういった方々の意見をしっかり取り入れてくれるということですので、その中でしっかりと計画を立てていただければなというふうに思います。

あと、ハザードマップもこれからだと思えるのですけれども、それを使って、いつも思うのですけれども、配ったら終わりというような形になってしまうと、とても残念なことなので、それをしっかりと地域の中でどう活用していくか。また、町としてそれを活用しながら地域の方に防災についてしっかりと理解をしてもらいながら、いろいろ活動してもらおうというような形が必要だと思いますけれども、町民に対しての研修、そういったものを、しっかりつくったものですから、配るだけではなくて有効活用ができるというような方法というのは今考えていますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） もちろんそちらに関しては、配っておしまいということは考えておりませんので、まずは区長さん、自主防災組織のリーダーでありますので、区長さんのほうにお配りすると同時に、そちらのご説明のほうもさせていただきますし、防災士さんも交えて、そういった研修的に使って、また地域のほうで、その地域の防災士さんが各地域の皆さんに、そちらの内容を広めていただくとか、もちろん町サイドとしてもいろいろな場面でそちらをもって、住民の方をお願いをしていくと。そういう出前講座的なことももちろんやらせていただきながら、せっかくつくった総合防災マップですので、そちらは有効に住民の人に使っていただきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） せっかくつくったものですから、しっかりとその辺は使っていきながらということで、本当に災害はいつ起きるか分かりませんから、そういったところは取り組んでいただきたいというところと、計画についても、私も何度も申し上げますけれども、早い時期でということ、これから予算が通って、ある程度の形で、来年度になればもう少し見えてくるかなというところを考えてもよろしいですか、課長。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 来年度に入りまして、すぐに契約行為の準備のほうも入りますので、なるべく早くと言うと、また小林議員のほうにお叱りを受けるのですけれども、なるべく早く、まずは業者のほうを選定して、打合せ、町の考え方等を、また選定した業者によく酌み取っていただきながら、スケジューリングについても、そのくらいの時期にははっきりさせたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） なるべく早く、できるだけ早くお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番、同性パートナーシップ条例の制定についてということで、これも細かくお話をいただきまして、本当にありがとうございます。その中で、いわゆる条例ではなくて要綱でと。ほかのところも要綱になっているので要綱で考えていくというようなお話がありましたが、では条例は考えていなくて、要綱で考えているのか。要綱をもし出すとすると、多分これ1年前に同じような質問をさせていただいて、そのときも研究をするということで、1年間研究をした成果をちょっといろいろお話を聞かせていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 1年の成果ということでありますけれども、今現在、群馬県内ですと、群馬県自体が要綱による制度をつくっております。それ以外ですと、県内では5市町村で、昨年度からは変化がない状況ではあります。いろいろと講習会、研修会やパネル展示等をしておりましてけれども、ここに来てまた国会のほうでは、同性婚を認める民法改正の法案が今出ているところでありますので、そういったところも見て判断していきたいなと思っております。条例ですと、やはり議会の議決が必要でありますので、どのような判断になるかちょっと分かりませんが、要綱ですと、首長の判断によりその制定ができますので、要綱でしていくのがいいのかなということで考えておるところです。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうすれば要綱で、玉村町は要綱で取り組み、また要綱をつくって、このパートナーシップに関しては取り組んでいくというようなことでよろしいでしょうか、町長。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 結論的にはそういうことになるかと思えます。いわゆる性的少数者に対する理解の増進を求める。国会で今そういう動きだけれども、今年開催されるG7の議長国が日本ですよ

ね。それで、その中でこの前の秘書官ですか、発言があって、同性婚を認めていないのがG7の中で日本だけだという、その現実、現状があるわけです。だから、理解増進はもちろんなことなのだけでも、少なくとも生きづらさを感じている性的少数者の方々に、生きづらさを感じる必要はないのですよというアピールといたしますか、そういったものは町としても必要なのではないのかなという気はしています。私自身、幾つか事例、事案というものを知ってきましたけれども、非常に複雑なのですよね。いろんなパターンがあって。世の中ってそういうものだから、逆に少数者だから、これまでは、いわゆる仲よしクラブから排除するような風潮だったのかもしれない。しかし、全ての人を包摂して、インクルーシブの中での住みやすい地域をつくるというのがこれからの自治体の歩み方だと思いますので、進めていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 町長、ありがとうございます。

町長も多分、前のときにおっしゃっていたのですけれども、まずは理解を示すのは、町の職員にしっかりとその辺は分かってもらいたいということで、町の職員を対象に研修会をしたり、あとはいろいろなやっぱり窓口で、そういう方が来たときにしっかりと対応できるような体制をつくっていくというような形で1年前もおっしゃっていただいたのですが、その辺というのは今現状としてどうなっていますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 着実に進んでいると思います。ただ、やはりコロナ対応とか、特にマイナンバーカードの対応なんかで、業務が相当、職員を助け、そちらのほうへ回すとかあって、ちょっと研究事案に対して停滞ぎみなことはあったけれども、着実に進んでいると思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 1年前もいろいろな形で進めるということと、あと総合相談窓口、窓口をしっかりと設置に向けて、職員スタッフの教育をしっかりとしていくというお話をされてきました。それは研修自体ということなのですが、それは進んで、研修会に参加をしたりとか、いろいろな形でもあると思うのですが、そういった研修には参加して、だんだんと窓口設置に向けたことというのは進んでいるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 窓口設置までということは進んでおりません。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) そうすれば、進める予定はあるのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 大堀泰弘君発言]

◇企画課長(大堀泰弘君) 今後、要綱等、そういったものができてくれば、そのような体制を取りたいと思います。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 条例ですとなかなか厳しい。要綱ですとある程度な部分で首長権限というか、いろいろな形でできると思いますので、いろいろな形で、窓口でいろいろな対応をしていただく。そして、この間も本当にパネル展示、あれ、すごくよかったかなと思います。ああいった形で広くPRをしていただく、理解を示していただくというのはやっぱり大切だと思いますので、そういったものも引き続きやっていただくとともに、要綱設置に向けて、あとはやはり優しい町というところ、子育てするならというところもありますし、やはりそういった生きづらさを感じられない、玉村町で本当に生活してよかったと思ってもらえるような環境をつくっていただければと思いますので、そういったところで取り組んでいただければというふうに思います。

それと、パネル展示の件なのですけれども、これは特にパネル展示で、ほかの方からのフィードバック、いわゆる反応ですね、そういったものはなかったということなのですが、例えばこういったところに来た方にどうでしたか、というふうなアンケートを取るということはできなかったのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 企画課長。

[企画課長 大堀泰弘君発言]

◇企画課長(大堀泰弘君) アンケート等は取っておりませんでした。紹介をするパンフレット等は置いておりました。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) アンケートは、あってもいいかなと思うのです。そういったところで、例えば、なかなか言えないものがアンケートで言えて、ああ、そういうふうなまちづくりをしてもらえたら、例えば当事者の方でなかなかカミングアウトができない方もそこで意見を述べられたりとか、私、何人か当事者の方から、行ってきましたよという話を聞きましたけれども、その意見を、では今度は逆に出したいけれども、なかなか出せないというところもあるかもしれませんので、そういったところで、例えば簡単なアンケートでもいいので、そういったものを今度できればそういったところで設置をしていただく。そうすると、実際の声が聞こえるというふうなところもありますので、ぜひそん

な形で取り組んでいただければというふうに思います。

本当に先ほどからのお話でも、国でも今この問題につきましては法制化していくというようなところで準備を進めているところだと思えます。前回、昨年、例えば宣誓関係については、ほかの市町村、関係課とも調整を取って、県とも連携をしていくというようなお話もありましたので、今後も引き続き、本当になかなかカミングアウトしづらいというところもあるとは思いますが、ただ、そういった方々に対しても、やっぱり支援の手、しっかりと町として守っていくのだよというところをお示しいただければありがたいなというふうに思えますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、3番目です。ヤングケアラー及びケアリーバーに対するサポート体制というところで、今回これを取り上げさせていただきましたのは、ちょっと県で、先ほども冒頭にお話をさせていただきましたけれども、しっかりとやっぱりサポート強化をしていくというお話がありました。県サイドでコーディネーターを配置、これは多分、県内の社会福祉法人等の民間事業者に委託をしながら、いろいろ進めていくというところでお話がありましたけれども、主管課というか、ヤングケアラー、それからケアリーバー、それからもう一つ、ここで取り上げられていたのは、突発的に自身や他人を傷つける行動が見られる強度行動障害という方についても、県のセンターではサポートしていくというお話が載っておりました。様々なやっぱりその人の抱える問題というのは多岐にわたるような状況にもなっています。

そういった状況の中で、まずそういった方々が困ったときに、まず町に相談に来たときに、これをまずどこで受けるかというところなのですけれども、これを主管担当課と言ったらいいのか、どこの課で受けていくかというところになると思うのですが、これはどちらになりますか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

[子ども育成課長 中野利宏君発言]

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

今、ヤングケアラーですとかケアリーバーですとか、あと発達障害者の関係、今3種類ありましたので、これが1か所だというのは今のところまだちょっと決まっていないのかなという感じがいたします。ヤングケアラーの把握は、やはり学校教育課がやりますし、今回新しく出てきたケアリーバー、この辺は養護施設あるいは里親から離れた人が相談にということなので、養護施設とか里親の関係だと子ども育成課が関連が強いので、今回、小林議員のご質問にも回答させていただくつもりですけれども、また障害者のことになると、恐らく健康福祉課になっていって、これが相談によってやはり分けられていくのではないのかなと思います。それがたらい回しみたいなの、そういうようなことになることは、これは避けていきたいなと思うのですけれども、やはり専門知識を持っているというか、担当する部署がまずは先に対応していくことが短時間で適切な支援につながっていくのかなというふうに感じております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 本当に今、課長がおっしゃられたように、たらい回しにされてしまうと困るのです。たらい回しにすると、結局町では何もそういう形で対応してもらえないのだ、みたいになってしまいますので。ただ、専門職、では専門職というところかなと思って考えるのは、例えば社会福祉士なり保健師なりということかなと思うのですけれども、そういったときの最初のファーストコンタクトですね、そういったのを取れるのは健康福祉課長、あれですか、社会福祉士さんとか保健師さんが所属しているのは多分、健康福祉課だと思うのですけれども、そういったところで、来たときに、多分いろんな相談が来ると思うのですけれども、そういったときの対応、そういったものをまず取っていただくということは現状で可能でしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

健康福祉課の中には、社会福祉係、障がい福祉係、介護保険係、高齢政策係、健康管理係、新型コロナウイルス対策係ということで6係あります。当然、保健師、社会福祉士もいますので、まずは先ほどの話で、ヤングケアラーであれば、当然、学校等とも社会福祉士のほうが連携を取りながら解決に導いているという例もありますので、まずはうちに来て、たらい回しするようなことはないと思います。当然、関係機関と連携を取りながら、相談に乗っていくような形になっていくのかなというふうに感じております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。先ほど教育長からもお話がありましたように、何か問題があったときには、必ず学校教育課、子ども育成課、健康福祉課でしっかりと支援会議というところで連携を取って、そこでやっぱり対応なりをしっかりと考えていくというところ。それから、やはりヤングケアラーの問題になりますと学校内で把握するということがやっぱり一番多いかと思いません。そこで学校の先生がどれだけ本人の状況、情報をうまくキャッチして、そこからしっかりとつなげていくということになるかと思えますけれども、そういった形で何か、先ほど教育長の話では、しっかりと問題を抱えた子供さんというか、ケースについてしっかりと対応し、できているというようなお話がありましたので、それは本当にありがたいなというふうに思っております。やはり学校の中で、今ヤングケアラーについて少しずつ、まだ急激に全部分かっているわけではないと思うのですけれども、学校の先生、それからやっぱり生徒さんたちもいろいろな形で分かってきたと思うのですが、その辺の思いというか、その辺の変化というのが何かあれば、課長、教えてもらいたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、非常に学校の中での研修ですとか、そういったところで教職員の理解も深まってまいりました。あわせて、健康福祉課等との連携で、子供たちにもヤングケアラーについて周知しているところです。それから、保護者のほうにもいろいろな形で周知を図っておりますので、今回、直近であったケースについても、教職員が子供の変化に気づいて、そこからすぐ役場のほうに連絡がありまして、保健師、社会福祉士等との連携によって、本当にその日のうちに家庭訪問につながりました。そういったところから話をしたところ、保護者もその認識がありました。そういったところで早期改善につながったと思いますので、今後も引き続き、学校だけではなく、子供たちや保護者についても、ヤングケアラーについての認識を引き続き高めていくように、研修なり、周知なりを図っていきたいと思います。

あわせて、スクールソーシャルワーカー、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、スクールソーシャルワーカーの配置によって福祉につながりやすくなったということも結果としてあります。今後、令和5年度の当初予算のほうでも、県費のスクールソーシャルワーカーを町費で少し追加勤務ができるように調整をさせていただいております。予算のほうがお願いできるのであれば、またコーディネーターとしての役割、円滑に福祉や医療の支援につながるような活用をますます充実させていきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 前に多分、お子様たちのことで、カウンセラーはいるということでしたけれども、私が前にたしかスクールソーシャルワーカーをできれば置いてほしいみたいな話をさせていただいたのですが、実際にやっぱり専門職が行くと、やはりとってもつなぎやすいというか、やはり専門職なので、ではこの機関だったらここへつなげるとかというのが、やっぱりすぐ分かって、先ほどの事例なんかのお話ですと、本当にその日のうちにアクションが起きて、その日のうちに全部、いろいろな解決をして、やっぱり親御さんたちも多分悩んでいた部分があって、子供さんも悩んでいた部分があってというところの解決に結びつくというのは、本当に体制的にはありがたいというふうに思いますし、なかなか理解ができないところもあると思うのですが、そこをだんだんと進めていくというところで体制ができていたというところは、引き続きお願いできればと思います。

ヤングケアラーについては、やっぱり実態把握ですよね。現場のほうで、ああ、この子はそういう子かもしれないというところを見つけるというか、そういったところが、パーセンテージでいっても一番やっぱり高い。要保護児童対策地域協議会とか関係支援機関よりも、やはり学校の中でその子の変化が一番気づけるのは学校の先生だったりすると思います。そこがいわゆる切り口になって、そこ

からいろいろな形で見つけていただければというふうに思いますので、お願いをいたします。

あと、ケアリーバーのことなのですけれども、先ほどもありましたように、ケアリーバーというのが児童養護施設とか里親から離れる。離れるのがちょうど18歳でありまして、ここが社会的な問題になっているのは、18歳の壁というのがあって、結局そこで全部切れてしまうと、そこからの支援体制が全くなくなってしまうのです。そこでもし悩んでも、誰に聞いていいか分からないとか、どういふような体制か分からない。ですから、18歳で切れてしまった後の体制というのをやっぱり、そこから生活苦になったりとか、せっかく学校に行ったとしても、なかなかそこで続かなくなってしまうとか、そういったような問題というのが本当に多分多くなっていると思います。18歳の壁で、大体18歳で自立を求められるのが、大体今のところ毎年4,000人以上が施設を離れて大変な思いをしているというところ、そういった方で私も1件相談を受けたことがあるのですけれども、そこからなかなか、保護者がいるけれども、保護はやっぱり、その状況なので、できないから結局つながらないというふうな現状もあつたりとかしますので、これから県のほうで体制ができたとしても、やはり町にもいろいろな形で、多分、体制的なものというのは、その方の状況で出てくると思いますので、その体制、その方々が来たときに、ではどうしていくのかというのを、先ほど言いました支援会議というのがあるというところだと思うのですが、どこかで、3課で、3課だけではないと思うのですけれども、申合わせをしていただいて、ぜひ、いろいろな形で体制をつくっていただく。あとは、県ですので、先ほど何度かお話がありましたけれども、中央児童相談所がメインになって、いろいろな形で続けていく。そこからの情報を地域にまた流していくというような形に多分なると思います。

ただ、守るのは、やっぱり地域だと思うのです。ですから、そこを町サイドで、ある程度の部分で窓口なりというところを、今後、県の動向を見ながらという形になるかもしれませんが、そういった体制をつくっていただければなというふうに思っております。本当にこのところ、コロナ禍だけではないと思うのですけれども、やっぱり子供たち、またはいろいろな形で困っている方、様々なやっぱり人間模様というか、状況があつて困っている、どうしようといったときに、どこに相談に行つていいか分からないというような状況になってしまう。特に子供たちですね。なかなか大変な部分というものもあると思いますので、そういった部分をしっかりと町のほうで、私としてはサポートをしていただければというふうに思います。

最後になりますが、ヤングケアラー、ケアリーバー、そして同性パートナーシップ制度ということで、やはりこういう子供たち、子供なり、そういった方々が、しっかりと楽しく玉村町の中で生活をしていただきたいと思いますけれども、最後に町長の意気込みをちょっとお伺いしたいと思うのですが。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 要するに児童相談所とか里親へ行った子供たち、まず私自身が、小林議員の質問通告書を見て、初めてこのケアリーバーという言葉を知ったという、ちょっと不明を恥じている

のですけれども、実際こういった人たちに対するケアをしていく必要というのがあります。だから、きちんとそういった形で社会につながってほしいし、そういった社会の姿勢、対応があるということが、この少年、少女というか、この人たちの未来に安心をつくり出すものかなという感じがしました。行政というのは、いわゆる多数派というか、多数者のためにあるだけではありませんので、全部の人のための行政は、等しく行政のケアは届くべきだと思っていますので、対応をできるところから進めていく必要があるということは痛感しました。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 対応については、例えば体制ができていないからできないではなくて、そのとき、そのときで本当に対応していただいて、そこからどうつなげていくか。そういったことで、やはり、ああ、この町で、この窓口でちゃんと相談してよかったなというような状況をぜひ今後もつくって、優しい町、玉村町で生活をしていくというところを本当に考えていただければと思います。

最後になりますけれども、最後の最後なので言うのですが、今回3月末で退職をされる5人の課長さん、そして課長さん以外も、各課でもしかしたら退職される方がいらっしゃると思うのですけれども、私が本当にしつこくいろいろなことを聞いたりとか、ご迷惑かけた部分があって、本当に申し訳ないと思いますけれども、本当に皆さんのおかげでいろいろ勉強もできましたし、これからも一生懸命に玉村町の福祉、またそういった形のために仕事をさせていただければと思っていますので、今後ともぜひご指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で一般質問を終了いたします。



## ○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、明日3月10日金曜日から3月16日木曜日までの7日間は休会といたします。

なお、3月17日金曜日は午後2時30分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時3分散会